

会報

第84号

国立大学協会

昭和54年6月

(第29卷第2号 通卷第84号)

会報

第84号

6
月
号



国立大学協会事務局

◇目 次◇

●エッセー

エスペラントと私

信州大学長 加藤静一 5

事業報告

●諸会議議事要録（1月～4月）

理 事 会 (2. 14) ————— 11

会務報告

協 議

役員・委員等改選手続について

昭和53年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）について

昭和54年度国立大学協会会費について

昭和54年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について
各委員会委員長報告と協議

第 1 常置委員会 (2. 28) ————— 19

助手問題の検討について

講座の組織と教官定員について

大学院問題について

放送大学について

第 2 常置委員会 (4. 6) ————— 26

54年度入学試験に関する諸問題について

インターナショナル・パカローア（IB）について

第 3 常置委員会 (1. 23) ————— 35

今後の審議の進め方について

第 4 常置委員会との共同審議について

課外活動施設について

第 4 常置委員会 (2. 13) ————— 40

福利厚生施設の基準面積について

保健管理センターの運営状況について

「今後の学寮のあり方」（参考資料）の前書きについて

第 5 常置委員会 (2. 20) ————— 42

昭和54年度の第 5 常置関係予算について

中国留学生問題について

オーストラリア 3 副学長の招待について

オーストラリア国大学副学長招待準備委員会 (4. 24) ————— 46

オーストラリア国大学副学長招待の準備計画について

就職問題懇談会 (1. 24)	50
昭和54年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて	
昭和54年度卒業予定者に係る企業と大学・高専との間の求人求職事務について	
特別会計制度協議会 (1. 5)	55
昭和54年度予算案について	
特別会計制度協議会 (4. 5)	56
昭和54年度予算について	
創立30周年記念行事準備委員会 (4. 18)	58
記念行事の基本構想について	
諸 会 合 (1月～4月)	61

予算・決算

昭和53年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)	63
昭和53年度国立大学協会歳入歳出決算(案)	64
財産目録	65
昭和54年度国立大学協会歳入歳出予算(案)	66

要 望 書

放送大学学園法案について	67
--------------	----

資 料

新たに大学の第1年次に入学した学生の既修単位の取り扱いについて	68
---------------------------------	----

そ の 他

学長等の異動	69
寄贈図書	69

エスペラントと私

信州大学長 加藤 静一

はじめに

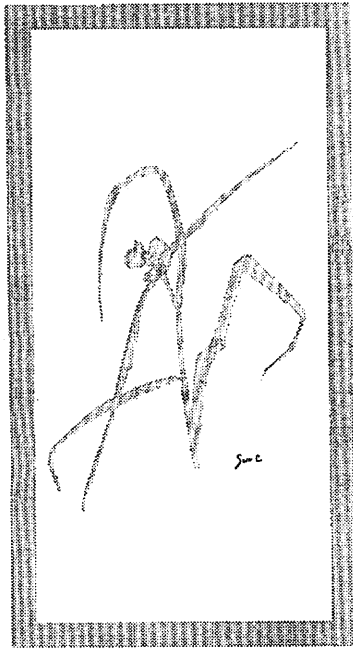
1945年終戦と共に私は樺太医専から松本医専へ転任となったのであるが或る日突然私の眼科診療室にアメリカの軍医将校が現われて実状を調べたいと言う。当時私の所の病歴カルテなどは病名はラテン語、記述はドイツ語で記載してあるので彼はまるで分らぬらしい。私の方は彼の喋るアメリカ語がよく分らぬ有様。「トラコーマの治療法は何をやっているのか?」「治療法といっても症状に応じて色々あるから簡単ではない」「いや only one way がある。それはサルファ剤の軟膏を使うことだ」「勿論我々も使っているがそれで解決する問題ではない」などと議論してうんざりしたのであるがその時卒然として私は痛感した。我々は今日まで主としてドイツ医学を習って来たが明日からはアメリカ式に切り換えねばならぬのであろうか、さらにロシアが強力になった暁にはロシア語を学ばねばならぬか、敗戦国民とはいえ何とも情けない話だなあと思い悩んでいた矢先に解剖学の大内助教授から国際共通語エスペラント (internacia komuna lingvo, Esperanto) の勉強をしようと誘われた。医師、看護婦、学生など40名くらいの同志と夕方6時から8時まで1週間の初等講座 (elementa kurso) であるが、この言葉の創始者 Zamenhof 博士の理想にすっかり共鳴し人類の悲願かくあるべしと魅了された。ちなみにエスペラント主義者は母国語を廃止して共通語のみにしようと考えているかと誤解する人があるがそうではなく各民族の固有の言葉や伝統はあくまでも尊重し異民族の間では共通語エスペラントをもって相互理解を深めようというのが Zamenhof 博士の interna ideo たる人類主義 (Homaranismo) である。

初等講習で文法が分れば後は独習で模範詩文集 (krestomatio) や原作小説などを

読んで益々この言葉への傾倒を深めると同時に外国の同志との間の文通も開始した。英米人相手の文通となると相手は母国語で書いてくるがこちらは四苦八苦してギョチない英語を書くのは億劫な話であるが、その点エスペラントは *veterano* の表現に格調の高い *nuanco* があるにしてもあまり劣等感を覚えさせないものである。

眼科学教科書 (Lernolibro pri Oftalmologio)

Zamenhof 博士は眼科医であったが眼科学に関する論文は見当らない。日本眼科学会雑誌では昔から論文抄録をエスペラントで書くことが公認されていたので私の恩師は「英語かドイツ語で書いた方が得だよ」と言われたが戦後には私はエスペラントで発表して来た。さらにひとつ眼科の教科書を全部エスペラントで書いて見ようと志し約10年かかって初版を完成した。外国の同志からは特に賞讃され世界中に又とない学術的著作だなどと言われたが同じ頃解剖学の東大名誉教授で元群馬大学長西成甫先生の *Nia Korpo-Anatomio por laikoj* (我々の身体——素人のための解剖学) という名著も刊行された。共に医学生のための教科書として理解し易いものであり特に従来のラテン語の難しい綴りがエスペラントでは簡略化されている利点がある。いい気になって私は医学部三、四年生に私の教科書を使って講義をすると声明したら忽ち手痛い反撃を食った。学生の代表数名が来て「エスペラントは課外活動に属するものではないか、我々は英語、ドイツ語だけでもフウフウ言っているのに先生は更に新しい外国語の負担を強要するのか、次第によっては我々は先生の講義を *bojkoti* する」と言う。私は彼等を説得して曰く「大学の教授には学問の自由が与えられている。英語、ドイツ語は課内でエスペラントは課外なりと言う区別の根拠はどこにあるのか。昔ドイツのある大学教授はラテン語は万国共通の科学語なりとして全部ラテン語で講義して学生を閉口させた例もある。それにエスペラントは語学の素養のある者ならば私の教科書で一寸努力すれば理解出来るし決して過重負担などにならぬもの、むしろ今まで諸君が習って来た外国語の *esenco* (エセンツォ) がつかめるものである。諸君が僕の講義を *bojkoti* するならば僕は諸君の卒業



熱心に私の教科書を点検し訂正原稿を送ってくれたので彼の意見を参酌して3年後に改訂版を刊行した。今も日本 Esp. 学会の書棚に陳列されボツボツ売れているようである。

万国大会 (Universala Kongreso)

1905年 Boulogne-sur-Mer に全世界から 688 名の Esperantisto が集って第1回万国大会が開催されて以来大戦中を除いて毎年8月初旬英米独仏その他各地で開かれ、第50回(1965)は1,710名参加して東京で開催された。私が初めて参加したのは第47回(1962) Kopenhagen 大会で参加者1,550名(30ヵ国)、この大会で日本の岡山大学長八木日出雄博士が全世界の会長に選任されたが惜しくも翌々年逝去された。何しろすべて共通語で総会、分科会、学術講演、Bankedo(晩さん会) Teatrajo(演劇)など参加者全員が国籍を越えて一大家族の雰囲気であって、通例の国際学会では英語が主であるから日本人などは遠慮勝ちに片隅にかたまって飲食などしている図とは全く違っている。特に私は postkongresa ekskurso に参加して2泊3日デンマークを周遊したのであるがその時の参加者は僅か30名(10ヵ国)日本人は私ひとりで、彼等の会話の機智に富んだ流暢さに感心していたが段々こちらも図

々しくなって Nyborg の町では日本紹介の演説を打つくらいになった。その後3ヵ月欧州を放浪（文部省在外研究員）したが到る処で同志から兄弟以上の世話になりホテルの代りにいわゆる Esperantofamilio に宿泊することも多かったので文部省支給の旅費が余った有様。50回東京大会について57回（1972）Portland（Oregon）大会では万国 Esp. 協会（当時の会長はロンドン大学 Lapenna 教授）の分科たる万国医家協会（Universala Medicinista Esperanto Asocio）の会長に選任され今日に及んでいる。毎年の大会に出席を要請されるが第58回（1973）Beograd 大会に出席した以外は思うに任せ分科会も名誉会長篠田秀男博士（山形）や書記長山添三郎教授（前橋）に依託している状態である。

普及遅々たり（Malrapide progresas）

西成甫先生は晩年になって經典のエス訳など精力的に努力されたが「私はエスペラントについて語ることを好まない」と洩らされたことがある。どうも一般の人は Esperantisto ときくと左翼的思想家、奇人変人といった先入観を持つようであり西群馬大学長に対しても文部省あたりではアカでないかと心配？ したとかきいているが、我々の恩師として先生は東大時代も温厚透徹した学究であり課外に Eskulapida Klubo（エスクラポは医神，ido は子供）の指導に熱心であられた。その頃私は医学部ボートの選手でエスペラントなどまるで無関心であったが。戦前戦中逸早くこの言葉を実用に供したのは当時のいわゆる社会主義者たちで国際交流の有力な手段とされ機関誌にも Semanto（種蒔く人）というのがあったが戦争中には徹底的に弾圧されエスペラントの本を一冊持っていただけで検挙され牢獄に繋がれたという話もあり獄舎の壁に Oni diras, ke la vero ĉiam venkas.（真理は常に勝つと人々は言う）と痛恨の言葉を残した同志もあるときいている。

エスペラント人口はどのくらいかとはよくきかれる質問である。たしかに話し相手が少なければ優秀な論文も著作も効果少ない空振りともなるのであるが使用人口ばかりを気にするのは大勢順応型の打算的思想とも考えられる。ちなみに現況では中国語7億，英語3億，ロシア語2.4億，スペイン語1.4億，ドイツ語，日本語各

1.1億、フランス語0.75億という数字が報告されているが、エスペラントについては世界中に同志組織の網が広がっているとはいえ心からこれを支えている人は未だ一握りの人口であり普及度から言えば日本が世界一であろうと思う。

エスペラントは人工語であり固有の民族的歴史や背景を持っていないからその表現は潤いのない *rigida* (生硬) なものではないかという反論もよく耳にするところであるが、これも生鬻りの偏見であってフランスのアカデミーは既にこの言葉は世紀の傑作なりと折紙をつけ百年の風雪に耐えて原作小説詩文、各国語作品のエス訳などの積み重ねに深い広がりを見せているもので、たとえば私の書いたものと西先生のそれとを比較すると格調において大きな懸隔のあることはこの人工語の勉強も生易しいものではないことを感じさせるし、学生諸君が英語を学んで英文学の歴史的背景を味得するに到るのは至難の業とも考えられる。

最後に私が痛感し提案したいことは小学校でローマ字教育をする代りにエスペラントの初歩を教えることである。この試みは現在諸外国とくにハワイなどでも実行されている由であるが大体日本の小学生にローマ字の読本を読ませて何の効果ありやと私は疑うものである。多分戦後の占領政策にうまく便乗した方策であったらうと思うが日本語をローマ字で書くことにメリットなしと言ったら当時のローマ字論者井上達二大先輩に睨まれた。日本エスペラント学会(現在は早稲田に移転)が以前には本郷でローマ字学会と同居の看板が掲げてあったのも気に入らなかった。子供の時にエスペラントの基本を習っておくことは英語その他の外国語を学ぶ上にも大きなプラスとなるものでありローマ字の読み書きなど自然に出来るものであろう。UNESCOでも国連でもこの中立共通語の採用と協力関係が謳われ決議されているところであり、具体的に国連大学や中国留学生受入れの場合にも言葉の壁を排除く最良の方法として検討して欲しいものである。いささか臍曲りの奴と白眼視されるかも知れぬが私は今後もこの中立語の普及に情熱を傾けたいと念願しているものである。

Ni laboru kaj esperu. Estonto estas nia. —L. L. Zamenhof

(働き望みを持とう、未来は我々のものだ)

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 昭和54年2月14日(水) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 向坊会長
岡本, 香月両副会長
今村, 大池, 前田, 畑, 岡本, 斎藤, 北村, 林, 石塚,
武藤, 小坂, 岡, 神田, 池田, 蟹江各理事
山岡(第4)常置委員長
(大学入試センター)加藤所長, 他1名

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、本協会の予算関係事項および来る6月総会における役員・委員の改選に関する事項その他について審議をお願いする。なおその前に、加藤入試センター所長が共通第1次試験の実施状況の報告ならびにこれに関連した問題についての相談のため出席されているので、とくにご異議がなければ議事に入る前にそのことについての説明を伺うことにしたい。

ついで、加藤入試センター所長から次のことが述べられた。

初めての共通第1次学力試験(54年度)が去る1月13・14日(本試験)と1月20・21日(追試験)に実施され、無事終了した。現在すでに成績の最高点・平均点等の発表は終り、引続き今日、明日にかけて高等学校側と入試センター

との連絡協議会を開いて、今回の試験問題に対する批判等を聴くことにしている。これについては、いずれ改めて高校側から文書をもって意見を貰うことにしているが、今回の試験問題そのものは「高校の正常な授業を乱さない出題」という基本的な狙いに合致したものができた、と考えており、これについての高校側の一般的な意見も、適切な問題であったとの評価ももらっている。ただ一部には、少しやさしすぎたのではないかとの批評もある。とにかくこのたびの国立大学の入試改善の長所は、第1次試験と第2次試験の組合せという点にあるので、これから実施される第2次試験の成功を期待している。

入試センターでは、今回の実施結果を踏まえて、来年度以降の対応のための細かな技術的な面についての検討をしたいと考え、各大学の意見を問い合わせているところである。それによ

って改めるべき点をこれから逐一改めていきたいと思っている。また、受験側の方にも、出願あるいは受験にあたっていろいろな面に戸惑いがあったようであるので、これらの点についても徹底した調査をして改善したいと考えている。なお、本日配付した関係資料については時間が許せば後刻説明することにした。

ところで、今後の問題として国大協でお考え頂きたいことがある。それは、受験側から試験場を県内各地に設置してほしいという意向が出ているという問題である。共通第1次試験は全国一斉に行われる試験であって、受験生は在住する県の国立大学が設定する試験場で受験するという形式をとっている。これについて従来から高校側より、試験場を受験生に便利のように県内各地に設定してほしいという意向が出されていたが、これがとくに強く出ていたのは青森県と福島県である。青森県では、弘前大学が弘前市と八戸市の二カ所に試験場を設定したが、青森市の方から、大雪の場合の交通途絶を理由に青森市にも試験場を設定してほしいという強い要求が出され、何らかの対応を迫られる状況となっている。福島県の場合は地理的な環境から、いわゆる浜通り、中通り、会津盆地の三つに区分けする見方があり、試験場が県内に一カ所だと受験生の間便不便の差が出て不公平を生ずるという理由で、三カ所（場合によっては四カ所）に試験場を設定せよという要求が出されている。そのほか、新潟、島根、鳥取、岡山、岐阜の各県および北海道においても、地理的条件による理由から試験場増設の意向が出ている。

これに対し入試センターでは今日まで、試験場の設定は各大学の学長の責任において決定される問題であるという説明をしてきた。ところ

が、この問題が国会で論議されることになり、近く文教部会において、受験生の便宜のために地理的環境その他特別の事情がある場合には、それに応じて試験場を設定すべきではないかという意見が出てくる情勢になった。しかし、この問題は行政的な立場からの考えだけで処理するのは問題がある。大学入試は大学が主体的に実施すべき問題であるので、この際、大学側の考えを明確にしておかなければこの問題には対応しにくくなるのではないかという心配がある。入試センターの方のこの問題に対する立場としては、技術面の問題と予算の問題になる。例えば、試験場が多くなればテレックスの許容力の問題、あるいは監督員の配置とその管理問題がただちに具体的な問題として出てくることになる。そこで、この問題を純粹に行政問題として任せることには危険な点がある。場合によっては公立大学協会の方とも相談しなければならないことも予想されるが、差し当り国立大学協会として、県内各地に試験場設置の問題をどのように処置するかについて議論しておかれる必要があると考えている。

以上の報告に関して次の意見交換が行われた。

○ 試験場を数カ所に設定するかどうかの問題であるが、岡山県の場合は岡山大学の一カ所だけを設定した。ところが、これに伴って従前から県教育委員会あるいは高校長会議の方から、津山地区が問題として提起されていた。その理由は、岡山市周辺を受験生は、試験を受けたその日のうちに帰宅することができ、津山地区の者はバスをチャーターして試験場に臨むわけで、試験期間中は岡山市に宿泊しなければならないという条件の違い

があるということである。けれども、この問題を試験を実施する側として考えれば、試験実施のうえで予測される事故をできるかぎり最小限に止めなければならないということ、また、試験場の設備（例えば大学には暖房設備があるが高校にはその設備がない）、その他いろいろなことが同じ条件になるように考慮したうえで、数カ所の試験場を設定するかどうかを決めなければならない。

- 試験場の分散はどのような考え方でやるのであろうか。各地で思い思いにやるのは難しい。また、受験生の便不便ということになると、第2次試験の場合にも同様なことになりはしないか。

概ね以上のような意見が交されたところで会長から、この問題は第2常置に付託して、試験場は増設できるのかできないのか、できるとなった場合の限度等について、データを基にして問題点を整理して貰うことにしたいと述べられ、異議なく了承された。

次に、竹下事務局次長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 要望書の提出について

去る11月総会において決議された「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」については、総会終了の翌日（12月1日）、私（会長）と今村第6常置委員長が文部事務次官にこれを提出し要望懇談した。なおその際、第6常置委員会が取りまとめた「国立大学における定員削減の現状と問題点」をも併せて提出し、定員問題に対する配慮方を要請した。

(2) 文部大臣との会見について

内藤（新）文部大臣の就任にあたり、去る12月15日、私と岡本、香月両副会長が同大臣を訪問し、当面の諸問題について懇談した。その際、授業料等については、値上げは当分の間行わないよう配慮されたい旨特に要請した。また、引続き井内事務次官および佐野大学局長に対しても同趣旨の申入れをした。このことについては過般書面をもって各国立大学長にご報告した。

ついで、去る12月27日にも、香月副会長が本協会を代表して高村政務次官および井内事務次官と面談して重ねてこのことを要望した。

(3) 共通第1次学力試験の実施について

先程、加藤入試センター所長から報告があったように、今回初めて実施された共通第1次学力試験は全大学の周到な準備と総力を挙げての協力によって、無事終了することができた。なお、今後はこの第1回の経験をふまえ、第2常置ならびに入試センターが中心になって改善策を検討することではあろうが、お気付きの問題があればお知らせをお願いする。

(4) 大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和54年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学・高専団体の申合せについては、旧暦以来大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談を開いて検討してきたが、過去数年の実情や企業側の採用計画等の関係から、54年度においても本年度と同様に10月—11月の線〔求人（求職）のための企業と学生との接触（会社訪問等）は10月1日以降、選考開始は11月1日以降〕で実施することになった（資料8）。なお、このことについては文部省からの正式通知があり次第、本協会からも各

国立大学長宛ご連絡する予定であるのでご了承頂きたい。

(5) 特別会計制度協議会について

去る1月5日午前、第37回協議会が開催され、同日午後内示が予定されている「昭和54年度予算についての大蔵省原案」について文部省側より説明をうけ、これについて意見交換を行った。なお、今回は予算案決定後に開かれる予定であり、その際には関係資料が配付されるので、それを理事会にもお配りしたい。

(6) 日教組大学部との会見について

日教組大学部からの申入れにより、去る12月4日、第6常置委員会高梨・舟橋両専門委員が畠山大学部長ほか5名と会見し、国大協が構想、推進している「研究技術専門官制度」の問題について意見交換を行った。

また、引続いて12月12日には、今村第6常置委員長が畠山大学部長ほか6名と会見し、日教組大学部が去る11月国大協総会開催にあたって提出した「大学教職員の生活・労働条件改善と定員・予算増についての要請」に提起されている諸問題について意見交換を行った。

(7) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に国大協宛提出された要望書は「資料11」のとおりであり、それぞれ関係委員会に回付した。なお本日、山岡高知大学長の方から中国・四国地区工学系連合大学院創設の要望書が提出されたので、第1常置に回付することにした。

II 協 議

1. 役員・委員等改選手続について

来る6月の総会で行われる役員、委員等の改

選に関わる手続について、竹下事務局次長から資料「4の1～4の5」に基づき説明があった。

これに関して、教員委員は従来「各常置委員会の審議等の事情を考慮して、特別の事情のない限り再任する」例になっているが、これを今後は「各常置委員会の委員長は、委員会の審議等の事情を考慮し、地区世話人と相談のうえ再任または新任する」ことに改めてはどうかとの意見があり、協議ののちそのように改めることになった。

ついで次のことを決定した。

(1) 地区代表理事（世話人）の選任について

各地区の理事候補者の互選等を行うための地区代表理事（世話人）を下記のとおり選出した。

北海道・東北＝北海道大学、関東・甲信越＝東京工業大学、中部＝名古屋大学、近畿＝大阪大学、中国・四国＝岡山大学、九州＝九州大学

(2) 委員等選考役員会の設置について

常置委員会大学代表者委員候補者ならびに教員委員候補者の選考を行う「委員等選考役員会」の設置に関し、慣例により会長、副会長、在京理事ならびに岡本理事（埼玉大学）をもって構成することとした。

2. 昭和53年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）について

事務局より、「資料5」に基づき昭和53年度国立大学協会予算について追加予算を計上する必要理由の説明があり、これに関し原案どおり承認された。

3. 昭和54年度国立大学協会会費について

事務局より、「資料6」をもとに昨年11月の第63回総会において改定された「国立大学協会

会費の基準」に従い昭和54年度の会費を決定したいと述べたのち、その内容の説明があり、これに関し原案どおり承認された。

4. 昭和54年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局より、「資料7」をもとに来年度の歳入歳出予算(案)についてお諮りすると述べたのち、その内容の説明があり、これに関し原案どおり承認された。

以上をもって会費および予算関係の協議を終り、これらの案件を6月の総会に付議することにした。

5. 各委員会委員長報告と協議

各委員長よりそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会(北村委員長)

① 連合大学院問題について

これに関しては農学系と工学系の方でそれぞれ連合大学院創設の構想が進められている。そして、その世話大学において具体案が練られているところであるので、それが出来た段階で第1常置はその状況を十分把握して検討を加え、そのうえで国大協としての要望をまとめていくことにしている。

② 助手問題について

この問題については、第1常置と第6常置の合同で構成された「助手問題小委員会」において、その後の協議により、現在の教員組織である教授・助教授・講師・助手の制度はこのまま変革することなく、現行制度のなかで助手の待遇改善を検討することになった。ところで、助手というものの実態は、第6常置の調査結果によれば研究助手、実験助手、臨床・実験助手お

よび事務助手というように多様にわたっているので、これを二種類ないし三種類に区別して、主として研究助手の古手の者の待遇改善が図れるよう第1常置の方で組織・制度の面から検討し、結論が出たところで、それを助手問題小委員会において給与の面からどのように当て嵌めていくかについて協議することになっている。

以上の報告に関し次の意見交換が行われた。

- 助手問題は仲々難しい。現在の助手にはいろいろな職務に従事している者がいるが、それを「助手」という一つのカテゴリーに括っている。その辺にも問題があるので、待遇問題だけでなく助手の本質を明確にする必要がある。このことは選挙権の問題、教官会議の構成員の問題にも関連することである。
- 助手の位置づけの問題は、医学部系とそのほかの学部系とは現実の運用面ではかなりの違いがあり、これは大学の基本問題でもあるので解決は容易でない。そこで現実的解決策として、理・農・工学部等にいる古参助手を講師クラスの給与の線にもっていけるようにするため、助手をその任務、職務内容等によって区分し、またその名称も変えて、これを優遇する措置は取れないかと考えている。これは大きな職階制の変更ということにはならない。なお、助手問題に関連してオーバードクターの問題が提起されているが、これについては、単に大学の助手をふやしてこれを吸収するというだけでは問題の解決にはならない。それよりは、高校教師等の職域を開拓することを考慮すべきであろう。
- オーバードクター問題は、これの救済という観点からだけでなく、日本の学界の将来のレベルを維持するという方向でその対策を考

えなければならぬ。

○ 最近、大学には従来の講座制の形態から大講座制の形態に移行する傾向が出てきている。それで、大学組織の問題として、従来の不完全講座を充実する問題のほか、大講座制に改組した場合の教官組織のあり方という問題があるので、その問題を検討する場合に、研究組織との関連でオーバードクター問題が登場してくることになる。

○ 助手の待遇改善については、助手の給与から講師の給与にわたりができないという問題があるが、一方においては講師と助手の任命権が学長に委任されているということもあるので、むしろ講師と助手の定員を一括して、その中の何分の一かは大学の自主性によって講師にするというような方法は考えられないものであろうか。

○ 近年、講座の増設にあたっては、既存の定員の振替でなければ認められないということから、教授、助教授あるいは助手定員のない不完全講座だけが出来ている。これには講座を要求した大学の方にやむをえない事情もあって、デリケートな問題ではあるが、これ以上不完全講座がふえないうちに、基準どおりの定員充足を要求することと、拡充する講座（いわゆる大講座制）にはそれに相応しい教官組織の整備をはかるという当面二つの問題を、長期の検討を要する問題から切離して検討し、出来るだけ早いうちに結論をまとめて要望していかなければならぬ。

(2) 第2常置委員会

若槻委員長欠席のため関係事項の報告は省略した。なお、本日入試センターから提起された「共通第1次試験の試験場増設」の問題につい

て、これの検討を第2常置に付託することが了承された。

(3) 第3常置委員会

広根委員長欠席のため、代って竹下事務局次長より第3常置関係の事項について次の報告があった。

第3常置では、今後の検討課題として「課外活動施設の整備充実」と「留年問題」の二つが取り上げられ、その取り組み方が協議された。その結果、まず課外活動施設の問題の検討から始め、これが一段落したところで留年問題の検討に入る事が決められた。

次に、この課外活動施設の整備の問題は、第4常置の方で取り上げている福利厚生施設の拡充の問題と相互に関連する問題点もあるので、この際両委員会合同でこの問題を審議してはどうかとの第4常置側からの提案があったが、この件については、第3常置側としては、課外活動施設の問題には課外活動の意義やそのあり方に関する問題や課外活動施設特有の管理運営上の問題があるので、差し当りは第3常置プロパーの問題として検討を進めたいということになった。しかし、施設面積基準の拡充その他の共通する部分の問題点については、必要の都度随時合同会議を開催することとした。

(4) 第4常置委員会（山岡委員長）

① 「今後の学寮のあり方（参考資料）」の会報登載について

このことについて前回（53.11.10）の理事会において了承を得たので、その後、この資料を「会報」に登載するに際し、これに付加する「前文」について第3常置および第4常置で検討した。その結果、次のような成案が得られた

のでご了承頂きたい。

以上の説明ののち案文の朗読があり、異議なく了承された。

② 福利厚生施設の問題について

これについては、その基準面積の改定問題を中心に検討を進めている。そして、この4月に文部省学生課の関係官を委員会に招き、福利厚生施設に関する文部省の今後の方針を聞き意見交換をする予定にしている。また5月には更に教育施設部からの話も聞き、この問題についての構想を漸次まとめていきたいと考えている。

昨日、文部省学生課長と面談した際の話によると、国立大学の福利厚生施設の現状は30%の充足率にすぎないとのことであった。また、現在はこの関係の建物予算は豊富になったとのことであるので、各大学はこの際、積極的にこれの設置を進めるべきであると考えている。

③ 要望書提出後の状況について

昨年6月総会の承認を得て文部省等に提出した本委員会関係の三つの要望書のその後の状況は次のとおりである。

1) 育英奨学金の拡充：今回は国立大学に関しては学部学生については増額が認められなかった。しかし、大学院学生については、修士課程の43,000円が60,000円になり17,000円の増額、博士課程は54,000円が70,000円になり16,000円の増額となった。また、貸与人員も修士課程は300人増、博士課程は250人増にすることによって、いま文部省と大蔵省の間で最終的な詰め折衝が行われている。

2) 保健管理センターの増設・充実：新設は大阪外語大と琉球大の二大学に認められた。なお、これの整備として講師の定員配置が東京医科歯科大学に認められ、助教授を教授に振り替える措置が東京芸術大、東京工業大、東京水産

大、電気通信大の四大学、講師を助教授に振り替える措置が岡山大、山口大、佐賀大、大分大の四大学にそれぞれ認められることになった。

3) 共同利用合宿研修施設の設置：54年度は名古屋大学（中津川）に収容定員100人の施設が認められた。これにより各地区に二～三の研修施設が設置されたことになる。ただ東北地区はまだ一カ所だけであり、近畿地区はゼロであるので今後はこれを重点的に進めていくことにしたい。

(5) 第5常置委員会

佐々木委員長欠席のため、竹下事務局次長より次のとおり報告があった。

第5常置は来る20日に委員会を開催して、54年度の第5常置関係予算、オーストラリア国の副学長招待、中国からの留学生問題等について、文部省から関係官を招いて協議する予定になっている。

(6) 第6常置委員会（今村委員長）

① 助手問題について

これについては先程第1常置の方から報告されたとおりである。

② 研究技術専門官制度と定員問題について

これについては先程の会長報告にもあったとおり、要望書ないしは調査書を文部省に提出している。これの今後の取扱いについては、次回の特別会計制度協議会に国大協の方から議題として提起して、文部省側の考えを聞きたいと思っている。

③ 非常勤職員問題について

これについては実態調査をしてはどうかという意見もあるが、その前に、文部省の方ですべてに調査をしてまとめた資料があるということで

あるので、まず、その資料のうちで差し障りがないものを貰って、それを参考に検討する予定にしている。

そのほか、来る6月に行われる委員の改選に際し、第6常置の教員委員の選考に関する希望が述べられた。

(7) 教員養成制度特別委員会

須田委員長欠席のため、石塚事務局長より次のとおり報告があった。

教員養成制度特別委員会においては現在アンケート調査を行っているところである。本日はそのことについての経緯等が委員長から報告される予定であったが、欠席のため次回にご報告を願うこととし、取り敢えず「アンケート調査票」をお配りした。

ついでこれに関連して会長から次のことが述べられた。

私(会長)は国立教育研究所の評議員を兼ねているが、今回その任期満了に伴う評議員の交替に関し同所長の方から、国大協からも教員養成問題に詳しい適任者を推薦してほしい旨の依頼があった。そこでとくにご異議がなければ須田委員長(教員養成制度特別委員会)を推薦することにしたいがいかがであろうか。

以上の提案が異議なく了承されたので、会長よりその旨須田委員長に連絡し了承を求めるととした。

(8) その他

① 創立30周年記念行事準備委員会について

初めに会長より次の提言があった。

過般の11月総会において、この準備委員会を設置することが了承されたが、これを発足させるため委員の人選を次のような基準で行うこと

にしてはいかがであろうか。

1) 最近創立記念行事を実施し経験のある在京(または東京近辺)の大学の学長ないしその企画に参加した教官

2) 上記大学の事務局長または庶務部長および当協会関係者として丁子前事務局長

以上のような基準により概ね7~8名の人員をもって委員会を構成したいのでお諮りする。

これについて協議の結果、委員長は香月副会長に、委員は東京医科歯科大学市岡図書館長、千葉大学小島事務局長、東京大学吉田事務局長、東京医科歯科大学平間事務局長、国大協丁子前事務局長の6名にそれぞれ委嘱することになった。

なお、この構成をもって取り敢えず発足し必要があれば増員することが了承された。

② 大学運営協議会の運営について

初めに会長より次のことが述べられた。

昨年の11月総会において、大学運営協議会が最近全然開催されていないことに関連し、これの運営方法について再検討され、この会議を再開されてはどうかという提議があった。そこで早速事務局においてこの協議会の設置の趣旨、任務、活動状況について調べ、それをまとめた資料を参考までに配付しているが、とにかく一度会議を開いてみて、今後継続的にこの協議会を開催するかどうかにつき懇談してみることにはしたい。ただ、そのためにわざわざ参集して頂くのも大変なので、次回の理事会終了後に約1時間半程度懇談することにはしたい。なお、この協議会の委員は会長、副会長、常置委員会の委員長、それに各地区の代表委員となっているが、理事会の後でもあるので関心のある理事もご参加頂きたい。協議のための資料はそれまでに事務局の方で揃えることにしたい。

第1常置委員会

日時 昭和54年2月28日(水) 13:30~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

近藤, 金勝, 川上, 館, 須田, 小坂, 井上, 蟹江各委員

下沢, 白田, 坂井各専門委員

(説明者) 川村東京農工大学教授

(文部省) 阿部大学局審議官, 他1名

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次の挨拶が述べられた。

本日は、①大学院問題について、②講座の組織と教官定員について、③助手問題の検討について、④その他として「放送大学について」の四つの議題がある。

まず①の議題についてであるが、第1常置はこれまで博士課程の問題に力点を置いて検討を進めてきた。ところがこれに関連して幾つかの問題が派生してきて、最近はおバードクター問題についての検討が提起されている。このおバードクター問題は、第1常置で博士課程の問題を検討する過程で論議には上ったが、直接この問題を取り上げて討議したわけではない。現在提起されているおバードクターの問題の状況をみると、博士課程終了者は高等学校の教師になるというような幅広い考えはなく、依然として大学の研究者になることを希望している。そして、大学には教官に欠員があるからそれを補充せよ、あるいは教官組織を更に拡充せよというように、結局は大学教官の定数をふやせという要望になって現れている。そのようなことからいわゆる不完全講座への対応という問題も出てきた。

次に②の議題は、「講座の組織と教官定員について」となっているが、これには二つの問題

がある。その一つは不完全講座の充足という当面の問題であり、いま一つは従前の講座を大講座に改組する場合、あるいは従前の単独講座にしても、その定員の適正規模はいかなるものであるべきかということである。

③の助手問題は、第1常置と第6常置の合同で設けられた「助手問題に関する小委員会」において、助手の待遇改善の問題の検討が進められ、今後検討すべき具体的な問題点についての合意が得られたので、その経緯と検討すべき問題点を報告し、それに対する第1常置の考え方をまとめようというものである。

その他の問題としては、放送大学の問題について文部省からの説明を予定している。

なお、本日は、農学系連合大学院構想のその後の進展状況について説明を聞くことにしている。これは、以前にこの委員会において農学系連合大学院と工学系連合大学院の二つの構想について説明を聞いて意見交換を行ったところ、この構想についてはある程度の詰めができた段階で、第1常置としての対応を協議することが宿題になっていたものである。そこで、本日は、農学系連合大学院構想のその後の状況の説明を聞くことにしているが、その説明者である東京農工大学の川村教授の都合で、この議案は後に回すことにしたい。それで、まず「助手問

題の検討について」の議題から入ることにした
い。

以上のように議題の経緯が述べられたのち議
事に入った。

【議 事】

1. 助手問題の検討について

初めに委員長から次の経過説明があった。

第6常置は過般助手の実態調査を行い、助手
には研究助手、実験助手、臨床実験助手および
事務助手の四つの類型があることを明らかに
し、これを一つの給与体系のなかに一律に嵌め
込むことには問題があることを指摘している
が、第1常置の方でもその点については了解し
ている。また、助手のなかの一部の者の待遇が
不遇な実情にあるので、これを改善しなければ
ならないという点についても両者の意見は一致
している。しかし、助手の待遇改善に関して根
本的に教官組織の体系を改編するかどうかにつ
いての意見には食い違いがあった。それで、話
し合いを進めた結果、根本的な組織問題には触
れないことを前提にして、現在の助手というも
のの内容が雑多であるのでこれを適正に整理す
ること、そして助手という職階のなかでいかに
すれば待遇改善ができるかを考えること、の二
点に絞って助手の待遇問題を検討するという了
解に達した。

それでこの線に沿って検討を進める場合、ど
のように考えたらよいか。一つの考え方として
は、研究助手と実験助手とはその仕事の中身に
違いがあり、また文科系に多い事務助手とい
うものは本来の助手ともいい難いものである
ので、まずその辺の区別を明らかにする。その上
で、まず実験助手については、今回国大協とし

て結論の出ている研究技術専門官制度のなかで
解決していくことにする。次に、研究助手につ
いては、在職年数の短い者はとも角として、在
職10年にも及ぶような者に対しては何らかの優
遇措置を講ずる必要がある。国大協がこれまで
出している「国立大学教官等の待遇改善に關す
る要望書」では、「助教授のほか講師も2等級
に、……助手を3等級に格上げ」という提
案になっているが、これは講師の給与を助教授
と同ランクに置こうということであって、講師
の職階を廃止するということではない。それ
で、古参助手の優遇策として、一部の助手を講
師相当の待遇にすることはできないものかとい
う具体案が出て、双方の委員がその案の検討に
合意し、第1常置でこの問題を組織・制度の立
場から検討することになった。なお、その際に
「助手」という職名についても適当であるかど
うか検討してほしいということであった。そこ
で、本日はこれらの点についてご討議をお願い
したい。

以上の経過説明に関し次の意見交換が行われ
た。

- この問題の関連で、参考までに大学の講師
および助手と小・中学校教員の給与の比較を
グラフにまとめてみた。ところが大学卒の小
・中学校教員の給与の線は、大学卒の助手お
よび博士でない講師の給与の線を上回ってい
ることがわかった。これでは大学の助手は小
・中学校教員より不遇な状況におかれている
ことは確かである。
- 助手定員を文部省が大学に配当するときは
助手一本で配当し、それを大学が実際の運用
面で研究助手、実験助手あるいは事務助手と
して使っているのが実態である。それを、今

後は助手定員そのものを文部省次元で制度的に幾種類かの助手定員（研究・実験・事務助手というように）に区分けして、大学ないしは学部配当し、その間の流用はできないような形態にしようということであろうか。

- その点の問題についても第1常置が検討するということになった。助手定員そのものを制度的にはっきり区分するか、一本のままとするか、また等級間の渡りができないとすれば一部の者はある種の条件と手続のうえで講師にすることができるようにするか、もしくはこれらとは無関係に講師定員そのものを増員要求することにするかなどについてこれから検討するということである。
- 国大協がすでに出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」で、助教授と講師を2等級にして、給与面で両者の一本化を図り、これに応じて助手を3等級に格上げしたいという提案をしている。これには機構面からみて問題がないわけではないが、すでに決まったことであるので、ここでは特に問題とはしない。しかし、助手を3等級に格上げするというには問題がある。それは、助手の勤務の内容には幾つかの類型があり、これを一律に扱うことが適当かどうかということである。そこで、その中の「研究助手」について、これを3等級に格上げする方法はないかということが具体的な問題となってきた。
- この問題は、ただ量的な面で助手の上限（最高級の助手給与を受けている者）を底上げするというだけなら余り問題はないが、質的な面の条件を規定して、それによって定員を割当て、助手の種別を確定していくとなると、そこに摩擦が生ずるおそれがある。

- 助手の種別にかかわることであるが、人文系にいる事務助手というのも仕事の内容はいろいろ違ったものがあるのではないか。
- 人文・社会系は学生数が多い割には事務職員の数が少ない。そのため就職関係あるいは教務関係の仕事が事務職員だけでは捌ききれないので、ある固定の教官に負担がかかっている。そのためその事務処理に当てるための要員を置かざるをえないという状況がある。この事務要員の名称はやはり助手であり、形の上では他の助手と区別されない。
- 事務助手の仕事の内容は、学生の就職や教務関係というような一般事務のほかに、データ作りや図書整理などの業務もあって幅広い仕事をしてはいるが、一方では大学院を出て講義もしている研究助手もいる。これらの者が形のうえでは一本の助手になっているので、これを第1常置の方でわかりよく整理できないかというのが第6常置側の意見である。
- ここに提起されている助手問題には待遇改善の問題と組織改編の問題とが絡み合っているのだからわかりにくいところがある。助手というものを幾つかの種別に区分けすることは難しい。そこで、助手という組織は従来どおりにしておいて、あとは運用の面でこれをどうするかを考えればよい。例えば研究助手としてある年限を経た者は、その者にかぎり講師待遇にするというように個別的に処理していく。また、そのほかの助手については学問領域の性質に応じた運用ができるようにする。そして、事務助手については給与面で特例措置をすることにすればよい。そのように助手は組織としては一本としておいて運用面でこれを分けることにして、その待遇の点につ

- いては第6常置で考えるようにすればよい。
- その点が問題である。助手はあくまで助手であって、職階制の上から3等級への渡りができない。それで、その名称を変えて3等級に昇格できないかどうかを検討することになったのである。
 - 助手は各講座に付けられており、1講座の助手の人数は非常に少ない。その僅かな数の助手定員を区分けして、その間に枠を嵌めるようなことをしないで、具体的な運用面で個々の的に処理していくという方法をとるべきである。例えば10年の研究歴を経た助手については論文審査をしたうえで、助手定員の範囲内で講師扱いにするようにすれば解決できる問題である。この解決策は従来の教授、助教授、講師および助手の組織を変えるものではない。
 - 助手問題にはもう一つ絡まる問題がある。それは助手は教特法では講義をもつことができないことになっている。ただ10年の研究歴があるというだけでは筋が通りにくい。そこには助手とは違った何かが必要ならぬ。
 - その何かということ講師待遇にする。そして講義ももたせ給与もそれに見合うものにする。しかし、その措置はその個人について行うことにして、その者がいなくなれば、その定員は元の助手定員に戻すようにすればよい。
 - 戦前には助手講師と言われていたものがあったが、そのような考えはとれないものであろうか。
 - 古手の助手を3等級にするということと、その3等級助手の呼名を何にするかが検討の対象になろう。
 - 第6常置が行った助手の実態調査によれば、助手には四つのカテゴリーがあり、そのなかの研究助手の待遇がいま問題になっている。これは最終的にはすべて講師にすることが望ましいが、現在のシステムのなかでは漸次その方向で改めていくことにならざるをえない。それから技術系の助手は研究技術専門官に移行させる。次に事務助手であるが、これは将来は一般行政職のなかに、いわゆる役付職員ではない専門員制度を設け、事務のスペシャリストとして、その者の属人的な知識や技能を生かせるようにすればよいのではないかと思う。
 - 将来そのような制度ができることが望ましいが、そこに移行するための当面の策として一代限りの待遇措置を認めるような形で、現実問題をおさえていく途があると思う。
 - いま提起されている問題は現に助手がいて、その助手の待遇をいかにするかという問題であるが、そもそも助手がいなくて困っている問題がある。
 - 現実に助手がいらないという問題や大講座の問題も含めた教官組織のあり方の問題、助手の将来像の問題は時間を掛けて検討しなければならぬ。
 - 理想的な問題だから直ちに提起できないというわけではない。しかし、それを出したからといって現実問題が片付かないところにこの問題の難しさがある。したがって、現実問題はどのような方向で解決していくかというように、問題を二段階に分けて対応していかなければならぬ。
 - 助手がいらないということにも二つの場合がある。その一つは、いわゆる不完全講座といわれているもので、もともと教官定員が欠け

ている講座がある。他の一つはいわば不充足講座といわれる講座の場合である。

- いずれにしても最近そのような不完全あるいは不充足講座がふえている。しかし、この欠員については早急に第1常置の考えをまとめ、6月総会において国大協の決議を得て要望しなければならない問題である。そして一方では助手の将来像に関する問題、もう一方では大講座制の問題も含めた将来の教育組織のあり方の問題も検討しなければならない。そのほか、いま議論されている当面の助手の待遇問題がある。
- 助手については、将来の教授候補者といわれる万年助手という二つのタイプがある。ここではそのいずれを考えているのか。
- いま問題にしているのは将来助教授、教授に昇進する研究助手の問題で、差し当りこれを3等級に格上げできないかということである。
- 研究助手の待遇改善の手法として、3等級助手と4等級助手の二つを設けることはできるのであろうか。
- 現行の教育職の給与制度では職名が変わらなにかぎり（助手から講師、助教授、教授というように昇任しないかぎり）は、行政職の給与制度（2等級の事務局長から1等級の事務局長へ）のような等級の渡りはできない仕組みになっている。
- 助手が他学部で講義をもつ場合には学内措置で講師という呼名をもちいることはできようが、同じ学部のかなで待遇を改めていわば助手講師とすることは無理である。
- その点が助手問題小委員会でも問題になり、第1常置で検討することになった。理想的な形をいえば、相当の研究経歴も業績もあ

るがポストに欠員がないために助教授になれないでいる助手にかぎって、属人的に講師にすることができるようにすべきである。そして具体的には各大学が個々に文部省に要求する形になるであろうが、その裏付的措置として国大協から文部省に対し、助手定員のうち例えば10%の範囲内で講師に振り替えを認めてくれるよう要望すべきである。しかし、この措置はあくまでも講師定員をふやすということではない。

- その場合、助手ポストはそのまま残しておくのであろうか。そうなると講師に替えるための操作が必要となるが、それをコンスタントのものにするのか。それならできるが、辞めたら元の形に戻るということではむずかしいと思われる。いずれにせよこの考えはポストそれ自体の問題ではなく、助手個人を救済するための措置である。ポストの問題としては助手は研究・教育態勢のうえて置くべきであるという法的体制がある。ところがある学部にある特殊な助手がいるという人的な状況のために、現在のポストが事実合わなくなったということから起こる問題であって、研究・教育態勢の側からの要請として出てくる問題ではない。
- 確かにポストというのは属人的なものではなく、研究・教育体制の問題である。しかし、なんらかの工夫はしなければならない。もう一つの考え方としては研究助手は将来は廃止して講師にする。そして、講師にするためには資質・能力が適格であるかどうかを慎重に判定するのに必要な相当の選考期間をおき、その間は例えば研究員制度を導入することにしてはどうかと考えている。
- 助手を講師に振り替えようとする場合のパ

ーセントをどこに置くかという問題があるが、先程の議論に出た不完全および不充足講座を考へる基礎において、その講座と完全講座との差に相当する数だけ、例えば助手講師として講義をもたせることにするということを論拠にすることはできないものであろうか。

- 最近、人文系では助教授の地位が教授に対するアシスタントという意味でなくなり、独立した位置を占めるようになった。それは、それぞれの研究領域そのものが異なるからである。そこで、文部省でも教授、助教授、助手という研究・教育体制を置くのであれば、これを完全講座にする義務があるので、むしろ不完全のまま放置することもできる形の大講座制に改編しようとする節がみられる。
- そのような傾向は自然系でも物理学の領域などでみられる。ここではいま講師並みの助手のことが問題になっているが、いずれは教授並みの助教授も問題になる。そして結局は講座制というものがない状況が出てくることになる。とにかく講座制というのは予算基準を示すにすぎないもので、助教授は教授と対等に研究し、それぞれに業績を挙げている。この状況を助手に戻してみれば、研究助手というのは本来はティーチングアシスタントであるべきである。ところが日本にはその制度がないので助手として置いているにすぎない。その助手がいまでは助教授並みの研究も講義もできる状況になってきたので、廃止すべき運命にあるといえる。そして現在の研究助手に期待されているものはティーチングアシスタントを置くことによって得られるであろう。ただそのことが早急にはできないので、助手のポストを講師に振り替えるなどの

措置をとってなくず的に解消していくことも考えられる。そして、いわゆる助手は別なものを当てるようにすればよい。

- そのような状況が現にあることは確かに問題点ではあるが、その問題をいまここで取り上げるとなると、第6常置と数回の協議において折角絞ってきた問題が、また複雑多岐になって解決が困難な状態に戻ることになる。教官の組織・体制には触れないという原則的な申合せになっているとすれば、この問題は一応切り離しておくべきである。
- 現に現われている状況は教官の組織・体制に繋がる問題であるので、当面の問題とは切り離しておかなければならないが、この問題はかつて大学運営協議会が出した「大学改革に関する調査研究報告」（昭和48年12月）の考へに近づくものである。あの構想は教授、助教授、講師は一本にして、講座制は大講座の形をイメージにもって、助手に対応するものは研究員にするという案である。ところが、その後の大学の動きは次第に大講座のイメージに近づきつつある状況が、既成事実のうえに現われている。助手を講師に振り替えたあとには、いずれは助教授を教授にという問題が出てくることになる。大学運営協議会が提起した構想は将来の展望として立てておかなければならない。

概ね以上の意見交換が行われたのち委員長から次の提言があり、これを了承した。

この問題には現状として当面解決しなければならない問題と、将来像としての教官組織等の問題がある。当面の問題としては、いわゆる研究助手のなかには講義にも十分堪えうるだけの研究能力をもつ講師並みの助手がいるので、こ

れは助手定員の10~30%の範囲で講師に振り替えの措置をとることにする。一方、実験助手については研究技術専門官に移行することによって待遇改善をはかる。

次に事務助手の問題は将来像の問題に含め、大講座制に改編した場合の教官組織の問題および助教授にかかわる問題は、今後継続的に第1常置として検討していくことにする。

2. 講座の組織と教官定員について

初めに委員長から、最近不完全あるいは不充足講座といわれる講座がふえている状況が出てきたが、第1常置としてはこの問題にどのように対応すべきであろうかと諮られた。

これに関して主に次のような意見が述べられた。

出来れば6月総会までに結論をまとめて要望書を出すことにしたいが、それにはデータを添える必要があるであろう。

この問題は調査をしても大学の事情があって正確なものを期待することは難しいと思われる。なお、大学格差問題特別委員会では委員会のメンバーの所属大学について修士課程の整備状況を調べたデータはある。

講座の新設が具体化した段階で大学としては不完全、不充足でもやむをえないと了解しているが、それは状況としてやむをえなかったということであって、初めの概算要求では純増で出ているわけである。

この定員要求をすれば、教官にはかなりの欠員があるのでそれを補充することが先決問題だと反論されるおそれがある。

現行の基準どおりに充足してくれという要望はできるであろう。

以上のような意見が交されたのち、取り敢え

ず今回はデータは付けないで抽象的な要望書をまとめて提出することにし、次回までに委員長がその素案を準備することになった。

3. 大学院問題について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

国大協は、大学院博士課程の整備拡充を図るため、新しい形態の総合大学院や連合大学院の創設についてバックアップしているが、総合大学院の方は明るい見通しとなってきたが連合大学院についてはなお種々問題点が残されている。それで、本日は関東地区の農学系連合大学院のその後の進捗状況について、東京農工大学の川村教授より説明を伺うことにしたい。

これについて川村教授から、農学系連合大学院構想のその後の進展状況について、教授、事務主幹、事務官各1名計3名からなる創設準備室が設置されたので、ここで創設のための具体的な準備作業を進めている段階である旨が述べられたのち、資料を基に詳細な説明があった。

以上の説明に関して次の問題点を指摘しながら意見が交された。

- この連合大学院（博士課程）は、専任教官はいなくて、すべて併任教官だけで設けられるのであろうか。管理運営上、併任教官だけでは問題があるのではないか。
- 共同利用施設には専任教官を置かなければならないが、その他の教官は併任扱いになるであろう。
- この連合大学院の運営のための経常費は、教官当積算校費と学生当積算校費の修士予算と博士予算の差額をもって賄うということであろうが、このことが参加大学の整備に結び

付かないところに懸念されるものがある。つまり、この大学院が設置され博士課程に付けられる予算は、独立のこの連合大学院に吸い上げられるので、参加大学の修士課程はなんら整備されることなく、永久に修士課程で終ることになる。そして、ある講座では教授は参加しても助教授は参加しなくなった場合の現実問題について十分な詰めの検討がつかされておらなければならない。この点は、一つの大学のなかで、学部間の壁を取り外し融通し合って設置される総合大学院の場合とは決定的に異なる問題があるところである。

- それらのことも問題になっているので、これから具体的な詰めの作業に入ることになる。ただ、この連合大学院構想は、実績あるいは実力主義的な考えになっている。その意味からして、この大学院に多くの登録をして参加する、したがってそれだけの実力のある

大学について、この大学院を挺にして整備充実を進め、また、セミナーハウスもこの大学院の利用度がもっとも高い大学に置くという考えになっている。

4. 放送大学について

これについて文部省側から、多年の懸案であった放送大学学園法案が今次国会において成立の見通しになった。についてはこの機会にその内容を紹介しご理解を得て、今後のご協力をお願いする、と前置きし、資料（「放送大学について」および「放送大学学園法案要綱」）を基に詳細な説明があった。

ついで、これに関し、放送教育開発センターとの関係、敷地面積の規模、国立大学との関係、通信教育との関係、教育の内容、単位の互換、学士号の問題、などについて意見の交換が行われた。

第2常置委員会

日 時 昭和54年4月6日(金) 13:30~17:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本副会長

若槻委員長

山田、帷子、大塚、秋田、諸星、谷、野村(代:山崎)、五十嵐、榊、丸井、林、片山各委員

肥田野、安倍、佐藤、猪岡、扇谷各専門委員

(大学入試センター)加藤所長、田保橋管理部長

若槻委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長より次のように新委員の紹介があった。

諸星静次郎委員(東京農工大)

野村正七委員(横浜国立大)

ついで次のように挨拶があった。

新しい制度による大学入試(共通第1次学力試験と第2次試験)が終った段階で、これに対する反響が各方面に現れている。このうち共通第1次試験に関する部分については、既に大学入試センターにおいて高校側代表との連絡協議会が開かれ、高校側からの意見、要望について

討議が行われ、また入試センターの評議員会においても検討が行われた。

本日は、共通第1次試験に関する問題を審議することになっているが、来る6月までに来年度の入試実施要項を公表しなければならず、その前に入試改善会議も開かなければならない事情もあるので、いまこれに関する大枠の問題について論議をすることは時間的に難しい。それで、大筋に関わる問題の検討は後日に譲ることにして、本日は今回の試験実施の結果、検討を要すると思われる実施上の問題について討議し、来年度の実施方針についての意見を取りまとめたい。なお、このことについては、入試センターで既に検討しているので、その結果を入試センターの方からまず伺い、それを基に審議を行いたい。

なお本日は、以上の問題のほか、留学生の大学入学に関し、文部省が導入を意図しているインターナショナル・バカロレア（IB）の問題について、本委員会としても検討したいと思い、文部省からの資料を基に専門委員会の方に検討して頂いたので、その報告をして頂くことにする。

【議事】

1. 54年度入学試験に関する諸問題について

まず加藤大学入試センター所長より、今回の共通第1次学力試験実施の結果に関する検討の経過について、次のとおり説明があった。

54年度共通第1次学力試験実施後早速、実施方法専門委員会、教科専門委員会、運営協議会および評議員会を開催した。また、これに関連して高等学校との連絡協議会の総合部会も開催し検討した。なお、今回の共通第1次学力試験

の出題問題については、連絡協議会の問題研究部会で検討し、総科目についての高等学校側の意見は大体出揃った。これについては、これからセンター内の教官委員の部会で、この意見を基に検討するという段取りである。

以上のような前置きののち、今回実施された共通第1次学力試験に関連して高等学校側から出された問題点、要望等およびこれに対するセンター側の提案又は説明について、また日教組からの申入れについて、資料に基づき詳細な説明があった。

これに続いて、田保橋管理部長から大学入試改善会議の模様について、次のような説明があった。

去る3月26日に入試改善会議が開催されたが、この席での高校側からの提案は入試センターの総合部会での時と殆ど同様であった。ただ、この要望のなかで総合部会の時より強い意見としては、職業科高校からの大学進学が不利にならないための代替科目の出題、および現行の推薦入学が結果的には職業科高校生の進学を阻んでいるような措置になっているのではないかというような指摘があった。

以上のような説明があり、これに続いて委員長から次のような報告があった。

先頃一部の新聞紙上に、国大協会長が文部大臣と会見した際、大臣の要請に従い国大協は共通第1次学力試験の科目を文科系、理科系に分けて受験科目数を減らすことについて検討することになったとの報道があったが、これは根拠のない誤報であるのでその旨ご承知願いたい。

次に、去る2月14日開催の理事会の際に、入試センター所長より、試験場増設の問題が一部

の地方から強く要望されている旨の報告があり、会長からこの問題について本委員会で検討するよう要請を受けた。そのような問題も含めてこれからご協議をお願いしたい。

以上のような報告があったのち、共通第1次学力試験に関して、大学入試センターから第2常置委員会に示された検討依頼事項に基づき次の諸問題の審議に入った。

(1) 昭和55年度共通第1次学力試験関係

1) 大学入学者選抜実施日程について

初めに委員長から次のように述べられた。

この試験日程の問題については、54年度実施にあたっての検討のなかで、入試センターと第2常置の間で十分に検討したうえで、できるだけ後の方に繰り下げる措置を取ったという経緯がある。高校側ではこれを更に繰り下げられぬかとの要望をしているが、これを無理に繰り下げるといふことは、合格発表日が3月20日という前提がある限り冒険と思われる。そこで、この問題については、少なくともこのままの日程で数年間経験を積んでから考慮すべき問題であるように思われる。

ついで、加藤大学入試センター所長から、この日程の問題について、入試センターの方で検討したA～Dの4案についての説明があった。

続いて、これに関して次のような意見の交換があった。

○ 今回の共通第1次学力試験の問題はやさしかったので、むしろ共通第1次学力試験は12月中に行って、第2次学力試験の方に力を注いだ方が効果的であるというような意見も聞くが、このような意見は連絡協議会の総合部会などでは出なかったのであろうか。

○ 高等学校の方からは、試験問題の内容と日程繰り下げの問題を絡めての議論はこれまでにない。

○ この日程の問題について、入試改善会議においては、高校側から第1次試験は2月上旬、第2次試験は3月下旬とし、入学式は繰り下げてはどうかとの意見も出された。

○ 先程説明のあったA案（試験実施期日は現行のままとし、出願期日は半月繰り下げる）でも一部改善ということにはなる。

○ 雪の多い地方では現在の日程でも心配である。現在の日程にしても、実際には冬季休暇の前にするか後にするかという問題に過ぎない。そうであるとすれば、大学側としては、むしろ休暇前の12月下旬に行った方が安心のようにも思われる。

○ 中部地方の裏日本地区でも、日程を現在より1週間繰り下げることになると、例年一番雪の多い時期になるので試験期日はできるだけ前の方がよい。

○ 只今の意見にもあるように、大学側ではできるだけ雪の時期を避けるということを考えているのであるが、それと同じ地区にある高等学校の側から、このようなことは話題にはならなかったのであろうか。

○ 全般、日教組と会ったときに、雪の問題を挙げて共通第1次学力試験は12月中に行った方がよいのではないかという大学側の意見を伝えたところ、高等学校の入学試験はいつでも2月5～6日に行われているので心配はないということであった。日程の繰り下げにも困難な事情があるが、これを繰り上げるとなると容易にはまとまらないと思う。

○ 日程についてはいろいろ意見もあるが、今回は変更することなく、もう1年はいま

されたA案のとおり行うということにしてはどうであろうか。

その他、B案に提示された既卒業者の出願方法の変更（出身高校を經由せず入試センターに直接提出する）と実施日程の関わりについての論議が交されたのち、この日程問題については大学入試センターが本日の意見を踏まえて、A案を基に高等学校側と折衝することになった。

2) 高等学校既卒業者の出願方法について

- 高校既卒業者（いわゆる浪人）の出願については、今回種々のトラブルがあり、追加受理等の事態も生じたので、高校側ではこれらの者の出願は入試センターに直接提出する方法を望んでいる。
- 既卒業者の出願が、大学入試センターへ直接提出する直接方式になると、大学入試センター案のように、その出願期日は一般出願者の提出期日より1カ月も早いということになるようであるが、これについての高等学校側の反応はどのようなのであろうか。
- この案は、まだ高等学校側に示していないのでその反応はわからないが、入試センターの運営協議会、および評議員会の方では、これについて既に論議されて、これは慎重に行うべきものであるという意見である。
- 既卒業者の出願期日を一般出願者と分離しない場合でも、既卒業者が出身校へ願書を提出することについては、従来よりもキメ細かな注意を与えてやることはできる。この既卒業者の出願について、一番重要な点は、既卒業者が出身校に出願書類を提出するということが、直ちに願書手続を済ましたということになる点である。高校側としては、現在自校の生徒でない者についてそこまで責任を負い

たくないという気持から直接出願を要望しているものと思われる。

- 既卒業者の出願については、日教組の申入れのなかでも、大学入試センターへ直接に行うべきであるというような意向がある。
- 既卒業者の出願期日が、この案のように在校生の分より1カ月も早く締め切られるという理由がよく分らないと、その出願期日が過ぎても提出してくる者が出るのではないかと思われる。その場合の願書は受け付けるのであろうか。
- そのような出願期日を過ぎた願書は受理するわけにはいかない。
- 出願書類不備についてであるが、これについて今回の実情を調査したデータがあるのであろうか。
- 出願書類の不備の内容については、配付資料にも示してあるように0.45%ある。
- この問題については、急にその方式を変えるとまたトラブルが起きることが懸念されるので、もう1年は現行どおりでやってはどうか。

以上のような意見が交されたのち、これについては大学入試センターにおいて十分検討して処置することとした。

3) 試験場について

- 試験場についてであるが、横浜国大の場合は県下に国立大学が1校である上に受験者も多いため、大学の教官をフルに動員しても試験監督者が足りず、高等学校の教官の応援を依頼しなければならないし、また施設の面でも高等学校を試験場として幾つか借りなければならないという状況がある。そこで、これ以上受験生が増加した場合は実施不可能になると思われるので、地域を大きく考え、首都

圏全体という広い形の単位にして教官、施設など均等になるように配慮されることを強く希望する。

- 試験場その他の問題で、今回の共通第1次学力試験の実施に一番困ったところは神奈川県であったと思う。このような点を調べるために別表のような「昭和54年度共通第1次学力試験に係る受験者数等分布表」を作ってみた。これによると、埼玉、神奈川、岐阜、大阪の4府県が学生収容数からみて、受験者数に対し試験実施が困難なことが分かる。このような状況もあり、また受験生の居住地によってはむしろ隣接県で受験の方が便利な場合もあるので、建前としては居住する府県で受験するということであるが、近県との融通ということも考える必要がある。
- 大学の収容能力の件であるが、この表による限りでは、収容人員数は約32万人になる。ところが現実にはその収容力は約28万人である。このように実際には違いがあるので大学入試センターでは受験生の配分には困ったわけである。
- 収容力が足りないということについては、物理的に収容力のないところと、監督の教官が足りなくて収容数を減じなければならないところの両面があるようである。
- 現実にはこのような状況にあるのだから、一応これを目安として多少は修正した方がよいと思う。試験場を増やすという問題と関連もあることであるが、共通第1次学力試験を今後実施していくについて、こちらで何らかの処置を考えておかなければならないと思う。
- 受験生の割当ての実際の問題については、入試センターにおいて検討してもらうことに

してはどうであろうか。

- 地方によっては、試験場増設について各地元から強力な働きかけがあるので、受験生の割当てについて一定の基準があると都合がよい。
 - 試験場を増やすのはよいが、一番大切なことは事故なく試験が実施されるかどうかということであろう。
 - 試験場を増やしてほしいという要望の強いところとしては青森、福島、兵庫、長野等の諸県がある。その他の県においても同じような希望があるかもしれないが、これは物理的には解決できる問題である。しかし、試験場が増えると、監督者の配置をどうするかという問題が出てくる。そのほか試験問題の保管等のこともあり、そういう管理体制を各試験場毎に整えなければならなくなり、容易なことではない。
 - 大学に収容力がなければ話は別だが、収容力があるならば、大学で試験を実施するのが原則である。そういう基準を明確にするとよい。
 - 試験場増設という動きには、「居住地受験」ということが強く受け取られているようである。これに対しては、この試験は大学の試験であるということを強く訴えるより方法がないのではなかろうか。
 - この問題は、どこか一カ所でも崩れてくると、歯止めがなくなるので、慎重に対処しなければならない。
- #### 4) 出題教科・科目について
- この問題については、一部の大学では意見がないわけでもないが、一般的には特に問題はないようである。高校の必修科目は試験をするのが筋であろう。

- 職業高校からの受験生に対する代替科目の出題については、前に入試改善調査委員会においても検討したが、代替科目に何を選ぶかが非常に難しい問題である。そこで、必修の範囲内の5教科7科目は、職業高校でも授業科目になっているのであるから、共通第1次学力試験においては、この代替科目出題の措置は取らないこととした。この出題教科・科目の問題については現状どおりでよいと思うし、高校側でもこれを変更したいという意見はそう強くはない。

5) 追試験について

- 追試験については、来年度も行うことにしたいと思っているが、その追試験を行う箇所については、今回の受験者の実績からして減らしてもよいのではないかと考えている。
- 今回実施した追試験について、その内容を調べたところ、これの受験者は①大都市に多い、②浪人に多い、というような結果が出ており、また追試の理由については概して薄弱なものが多い。今回の追試験の受験者は総数302人という少数であったので、来年度の試験場は地区毎に設けることにしたい。

6) 正解の公表時期および成績の個人通知等について

- これについては、今回は第1日および第2日共その日の試験終了時に正解の公表を行った。ところが一般の反応が非常に強く、受験生にとっては翌日の試験に支障があり、却って混乱があるということである。そこで、第2日目の試験が終了した時点で2日分を一括公表することにはどうかと考えている。なお、個人通知は従来どおり行わないということにしたい。
- 正解の公表については、その考えでよいと

思う。また、成績の個人通知については、実際問題として技術的にもむずかしい点もあろうから従来どおりの扱いでよいのではなかろうか。

- 自己採点の結果についてであるが、配点等の発表を細かくしたため、自己採点と実際の成績とのギャップは極めて少なく、調査したところでは、僅かに2~3%の差であろうということである。

7) 身体に障害のある志願者が行う大学協議について

- 身体に障害のある志願者は、共通1次の出願に当たって、事前に志望する大学と「協議」を行うということになっているが、このことを広義に解釈している向きがある。身体に障害のある志願者が大学に相談に行って、大学側がよいと言った場合にも、なお協議書がいるのであろうか。その辺についての統一見解があってもよいように思われる。
- この「協議」についてであるが、軽度の身体障害（弱視、松葉杖使用者等）も協議の対象になるのであろうか。本人がその程度のことは協議する必要はないと思っても、大学側が必要と考えている場合もあって、デリケートな点がある。
- 大学での勉学に差し支えるかどうかギリギリの者には協議が必要だが、それ以外は必要ないとも考えられる。
- 身体障害のある志願者に対して、協議書が必要でないというように言い渡した大学は、その学生が第2次試験にパスして入学が決まった場合に、当該大学は入学後の勉学に支障のないものとして責任をもって入学を許可することになるのであろう。
- 協議書が必要な者、あるいは必要でない者

であるということが、受験者にもわかるように要項に表現をしておけばよいのではなからうか。

- それは慎重を要する問題であると思う。協議を必要とする者が、主観的に判断して、大学に問い合わせないということが起こる可能性があるように思われる。

- いずれにしても、身体障害者の受験については、なお慎重な検討が必要であるので、当面は従来どおりでよいのではなからうか。

8) 受験番号、選択科目の未記入・誤記入に関する措置について

- これについては、従来どおりこのような答案は無効として、0点扱いにしてよいかどうかということがある。

- その点については試験終了時に、このような答案は無効であるということを十分注意しておく必要がある。

- この問題については、運営協議会においても十分に討論され、0点扱いにするとということを確認に注意することにしようということであった。

- 試験終了時の注意は効果的であると思うが、そのほかにマークシートの答案用紙、問題用紙、または監督者心得等のところにも、その趣旨の注意書をしておくとよいであろう。

以上をもって共通第1次試験関係の問題点の検討を終った。

(2) 第2次試験関係

1) 学力検査の出題教科・科目について

- 受験科目が非常に多い大学が幾つかあったので、これについて科目を減らしてほしいという要望がある。

- この問題は、各大学で検討してもらうこと

にしてはどうであろうか。

2) 二段階選抜について

- これについても、できるだけ減らしてほしいという要望が出ている。

- 今回の受験状況から見て、二段階選抜は自動的に減少していくのではなからうか。

3) 共通第1次学力試験と第2次試験との配点比率の公表について

- 第1次と第2次の配点比率を公表している大学と、していない大学に分けると、どのような数字になるのであろうか。

- 公表した大学は、120大学のうち58大学である。

- 第1次と第2次の配点比率については、高校側としても各大学にはそれぞれ特色があるということを確認しており、一律にそうしてくれということではない。

- 特に、第2次試験の場合に小論文や面接等が含まれるとなるとこれは数字で現わせない場合がある。このような意味から公表しない大学もある。

- 内申書の点数換算も含めているため公表できない場合もある。

4) 第2次募集について

- 第2次募集については、経験からして各大学がそれぞれ考えることであらう。

5) 職業課程出身者の推薦入学について

- この問題は、今後更に拡充してほしいと要望が出ている。

- この問題については、その趣旨のことを各大学へ通知しておけばよいことであらう。

- 職業課程出身者のために英語Aとか基礎理科などの出題を考慮したのであるから、その平均点は普通科高校生の英語Bや物理、化学等の平均点と同程度にならないとおかしい。

6) 学部・学科の内容、特色等の周知について

- これは、もっともなことであると思われるので、各大学では努めてそのような趣旨に沿えるようにしてはどうであろうか。
- これについて、大学入試センターでは各大学の要項を一冊のものにまとめようかと考えたのであるが、これは膨大なページになって高価なものになる。そこで要約したものを各大学から集めてまとめたいと思うがどうであろうか。
- 入試センターでそのようなものをまとめるのはよいが、このことについて高校側が期待しているのは、各大学の入学者選抜の意図がどのような点にあるかが分かるような資料ではないか。
- この書き方はいろいろあると思う。その大学の特色を書くもの、その大学がどのような学生を求めているかを書くもの、などいろいろあろう。各大学それぞれ色合いの違ったものができるが、受験生がその志望校を決める上での何らかの案内書となるようなものを作りたいということである。
- 最初はその内容を余り制限せず、各大学千差万別になってもよいのではないか。
- いずれにしても、これは入試センターの方で検討するということにして、大学はそれに協力するということにおいてはどうだろうか。

以上をもって、共通第1次学力試験および第2次試験に関連した問題についての検討を終り、大学入試センターはこの結果を高校側との連絡協議会総合部会に伝えることとした。

なお、共通第1次学力試験に関連して、岩手大学および留学生問題を考えるグループからの

要望書ならびに某大学教官から会長宛に送られてきた文書について委員長から報告があった。

2. インターナショナル・バカロレア (IB) について

この問題について、文部省からの資料を基に検討に当たった扇谷・肥田野両専門委員から、次のようにその概要の説明があった。

まず扇谷専門委員より次のように説明があった。

IB制度については、日本においてもこれを採り入れるべきではないかという議論があった。ところで、去る2月24日の大学設置審議会の基準分科会において、IB制度を大学入学資格として公認することについての答申が出された。その答申を受けて文部省は、その具体的な適用について改正作業を始めるということである。

以上の前置きののち、IB制度について、配付資料 (IB試験およびIBプログラムについて) を基に、以下の項目について説明があった。

- (1) 歴史
- (2) 試験制度の概要
- (3) IBコースの一般的目標
- (4) IB試験の受験科目のとり方——工学部進学希望者の場合の一例
- (5) 知識論

以上のような概要の説明があり、なお、感想として次のことが述べられた。

- ① IB制度は、しっかりした教育哲学をもっていて、教育目的、教育方法および教育評価が一貫性をもっているということである。
- ② 試験問題の出題方式は、IBテストの場合は殆ど○×方式は用いずに、論文記述方式で

ある。そして数個の出題のうちから得意のものを選択解答させ、それを評価するという形式である。

- ③ 受験科目には、レベルに差がある。これは、各自の志望、個性、能力に応じて深い学習体験を基にする科目（上級レベル）が半分。残りの半分は副次的レベルの科目になっている。
- ④ 受験科目の選択には、幅があるということである。これは、受験科目が全部で6科目であるが、そのうち5科目は枠があり、残りの1科目については全くの自由選択である。
- ⑤ 評点については、7点尺度をとっているが、これなども参考になると思う。

以上の感想から総じて言えば、IB制度は相当に高いレベルにあるものと言えるであろう。

ついで肥田野専門委員から、配付資料「IB問題例（1977）」に基づいて試験内容、試験の仕方および問題例について具体的な説明があった。

このあとIB制度と共通第1次学力試験との関わりについて論議が交され、この問題につい

ては後日更に検討することになった。

3. その他

委員長から「大学卒業（中退）者で入学する学生の既修科目の単位認定」のことについて次の報告があった。

この単位認定のことについて、3月12日付で大学局長から各国公私立大学長宛に「新たに大学の第1年次に入学した者の既修単位の取扱いについて」という内容の文書が出されている。この既修科目の単位認定についての国大協からの要望書では、一般教育科目を対象とするというように特に枠を決めていたわけではなかったが、この通知の文書では、一般教育科目、保健体育科目、外国語科目の単位について合計30単位を超えない範囲ということになっている。そうして、これは4年制大学間（国立、公立、私立の間でもよい）においてのみ認められるものであるということである。

このあと前出の「共通第1次試験の試験場」の問題（隣接県との融通措置の問題）について更に意見の交換があり、本日の議事を終了した。

第3常置委員会

日時 昭和54年1月23日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

小池, 木下, 岡本, 坂本, 福井, 古屋, 豊田, 高瀬,
桑原, 水野, 南, 三谷, 岡, 大賀, 永松各委員
粟冠専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、今回新たに委員に就任された高瀬武平委員(福井医科大学)、岡芳包委員(徳島大学)の紹介があり、ついで次のような挨拶があった。

本日は、前回の委員会の議に基づき、午前中に小委員会を開いてこれまでの議事の整理を行い、今後の審議の進め方について協議した。それに基づいてこれからご協議頂くわけであるが、まずその要旨をご説明したい。

本委員会は、当面の検討課題として、①課外活動施設の整備充実の問題と、②留年問題の二つの問題を取り上げた。この二つは異質の問題であるが、双方とも学生補導上の緊急な問題である。それで、これの審議の進め方をどのようにしたらよいかをまず決める必要がある。その一つの考え方としては、この二つの議題を並行して審議することも考えられるが、目下第4常置が検討中の福利厚生施設の拡充の問題との関わりからして、①の課外活動施設の整備充実の問題を先議することも考えられる。そして、この問題についてある程度の見通しが立ったところで、②の留年問題を取り上げて検討してゆくというのも一つの行き方と思われる。以上の点についてまずご協議をお願いしたい。

【議事】

1. 今後の審議の進め方について

このことについて次のような意見が交された。

- 先程、課外活動施設の問題を先議してから留年問題の審議に入ることにしてはどうかとの提案があったが、課外活動施設の問題はいつ頃をメドにしてまとめるのか。
- 課外活動施設の問題の検討には、課外活動に関する基本問題と実際問題の両面があり、またアンケート実施のこともあり、一寸時間がかかるとは思われる。しかし、アンケート実施まで漕ぎつければ、そのあと少し時間があくので、その時に留年問題に取りかかることもできる。
- 課外活動施設の問題のまとめに相当時間がかかるということであれば、アンケート実施後のあき時間を利用して留年問題を検討すればよいと思う。
- 差し当たり課外活動の問題を取り上げることにし、特に文化系サークルの問題を検討してほしい。
- 最近「ゆとりのある生活」ということが強調されていることでもあるので、課外活動の問題を先に取り上げることにした方がよい。

以上のような意見が交されたのち、まず課外活動施設の問題を取り上げること、これの見通しがある程度ついた時点で留年問題に取り組むことが了承された。

2. 第4常置委員会との共同審議について

このことについて委員長より次のように述べられた。

ただいまご了承頂いたように、まず課外活動施設の問題から検討を始めるということになると、これまでの審議方法の問題として、第4常置委員会との関係のことをはっきりさせておかなければならない。先程も述べたように、第4常置では目下、「福利厚生施設の基準面積の改定」の問題を取り上げて検討中であるが、この福利厚生施設の中には課外活動施設と密接に絡み合っているものもあるということから、第4常置では本委員会に対し、共同で作業を進めることを提案している。

それで、このことに関し本日午前中の小委員会において討議したが、その結論はまず大略次のようなことであった。

まず、大学の施設を大きく分けて考えれば、正課教育のための施設と厚生補導のための施設とになる。そのうち厚生補導のための施設は、これを福利厚生に関する施設と課外活動のための施設というように二つに分けて考えられるが、反面この両者は一つの袋に含まれるという関係にもある。それで、厚生補導に関する基準的施設設備の整備ということになると、この両者は互いに絡み合う面も出てくる。従って、これの整備充実を要求する場合には、この両者を調整して一本のものにして要望を行った方が得策とも考えられる。そこで、第4常置が提案しているように、この両者を一括して第3常置と

第4常置が合同して検討することも考えられるが、しかし福利厚生施設が目的としている修学環境の整備ということと、教育的意義を含む課外活動の振興ということとは異質の要素があるので、これを一括して合同で検討することには難点がある。ただ、学生会館の場合のように、サークル関係の施設と厚生関係の施設とが混在し複合した機能を果たしている施設については、そのあり方や管理運営問題について両委員会が合同して検討する必要があるであろう。

大体以上のようなことが、この問題に対する小委員会としての意見であったが、これについてご意見を承りたい。

これについて次のような意見交換があった。

- 学生会館の実態は、どの大学にあっても、その殆どが福利厚生のためのものとして使用されており、「学生会館」といわれながら課外活動のための施設はホンの付け足しにすぎない。課外活動のための施設、特に「部室」のようなものは、古い木造の校舎の一部をこれに充てている現状である。しかし、サークルのための「部室」等についても、やはり新しい快適なものが望まれるので、この際、課外活動の意義を明らかにし、これの振興の方策を究明する必要がある。その場合、これの管理運営の問題を十分検討しなければならない。
- 大学の施設のうち、第3常置と第4常置に互に関連のある施設といえは、それは学寮と学生会館の二つであろう。そのほかの文化系、体育系の共用施設などは第3常置固有の問題であろう。これを整備するについては、まずその管理運営方式を確立することが基本である。

- 第4常置との共同作業の問題については、本委員会での作業の過程で第4常置と関わる問題が出てきた時に行うことにすればよいのではないか。第4常置の方でも同じようにすればよい。
- そうすると、第3常置と第4常置の双方に関わる問題としては学生会館の問題ということになり、これについては双方で検討し、然るのちこれを持ち寄り調整を図る必要があるが、その時期はいつ頃になるのであろうか。
- 共同で協議する時期については、第4常置の方ではまだそこまでの議論はされていない。ただ、第4常置委員長が文部省の学生課とこの問題について折衝した際の話では、学生課の方ではこの問題についてこれまでの考え方を見直す案を、この3月頃までにまとめるというようなことであるので、第4常置としてはまず、その案について文部省側の説明を伺ったうえで更に詰めていきたいというような考えである。しかし、その説明をきき懇談を行う前に、国大協側としてのこの問題に対する考えを絞っておく必要もあろうから、一度共同で協議してはどうであろうかというようなことである。

概ね以上のような意見の交換があり、第4常置との関連の問題については、第3常置としては当面課外活動プロパーの問題を中心として検討し、その過程で、第4常置と共同で検討しなければならない問題が出た場合には合同で協議するという方針で臨むことになった。

3. 課外活動施設について

初めに委員長より次のように述べられた。

ただいまご了承いただいたように、本委員会としては、まず課外活動施設の問題を独自に検討す

るということになったので、これからこの問題について審議を進めたい。審議のための手掛りとしては、前回までの議事録と本日水野委員が提出された資料があるが、これらを基に検討を始める前に、この問題のこれまでの経過等について概略説明したい。

既にお話し申し上げたように、課外活動施設の整備充実に関しては、本協会では約10年程前に、「文化系サークル部室の新営について」(45.3.3)と「体育系サークル部室の新営について」(46.6.25)の二つの要望書を提出して、課外活動施設の必要性とその振興を強調してきた。しかし、当時は学園紛争の影響もあって、その要望も実を結ばなかった。その後、学園が沈静化するにつれて、文部省の方も課外活動施設の整備充実について前向きに対処するようになってきた。ただ、これを実現するについてはある種の条件が必要である。その一つは、大学側がこれの概算要求をするにあたって、その要求順位を高めることである。いま一つは、これらの施設の管理運営方式を確立することである。このように、この課外活動施設の整備充実を図るには、課外活動の重要性の強調ということと同時に、大学側の条件整備ということが重要と思われる。以上のような点を念頭においてご審議をお願いしたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 課外活動の意義については、水野委員提出の資料に書かれているとおりのことであるが、その際に一番問題となるのはサークル部室の問題である。これについて学生側の要求は強いが、その要求どおりのものを設置するのは難しい。体育系サークル部室は大学の体育施設

に付帯したものと何となく処置できるが、文化系サークルの方は雑多でその数も多いので問題がある。

- この問題を検討するには、ある程度問題を絞るべきであろう。大学において管理運営上問題があるのは学寮、学生会館、サークル部室である。このうち、学寮については既に一応検討済みであり、学生会館については主として第4常置がやるということになれば、第3常置としては差し当りサークル部室について検討するということになるのではなかろうか。このサークル部室については、現在野放しになっているものをどうするのか、あるいは、どのようなものを個室として必要と認めるのか、また「共用部室」というものを充実すべきなのか、など種々な問題があるので、その辺のことをまず検討すべきであろう。
- 課外活動のための「部室」とは異質のものであろうと思うが、「自治会室」というものをどう考えるのか。
- 自治会室の問題については、各大学でもかなりその事情が違うのではないかと思うし、また、これは課外活動のための「部室」と一緒に考えて議論する問題ではないようにも思う。そこで、一応今回は、顧問教官の付いているサークル部室に限定して考えるということにしてはどうであろうか。
- 文部省では、サークル共用施設のための基準面積のようなものを決めているのであろうか。
- これについては、昭和40年に大学学術局学生課から出された「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」のなかで示されている。しかし、「同好会」のようなものはこれの対象とされていない。

- 課外活動施設のための基準面積については、その文部省の通達のなかで、はっきりと示されているのであろうか。
- これは学生会館のスペースのなかで、小集会室あるいは共同使用のための「部室」というような形で、その基準面積は定められている。
- そのように基準面積が定められているのであれば、そのなかで大学が運営しなければならない問題ということになるのではなかろうか。その基準面積を拡張するには、そのためのデータを揃える必要がある。
- 基準面積についてであるが、現存のものを見直しの時機がきているのではないかと思う。学生数に比して、課外活動のための施設の基準面積が現在のものでは狭すぎる。外国の大学に比しても極めて小さい。大学の研究教育施設の方は漸次整備されてきたが、課外活動施設の方は貧弱である。これからは国際交流も盛んになってくるので、日本の大学としてもこの方面の予算をもっと拡大すべきであると思う。「ゆとりのある学生生活」を営むためにも、その方面にもっと力を注ぐべきである。
- 現在は、共同使用でなくては「部室」は認められないということになっているようであるが、実際にサークルの性質によっては「共用部室」として適しないようなサークルがある。このようなものには、やはり単独の「部室」を与えるべきであると思う。この辺のところについて、実態調査をして整理する必要があるのではなかろうか。
- いままでの意見にも出ているが、要するに現存の基準面積については、その考え方についても、また広さについても改定すべき時期

のように思うので、国大協としては要望すべきことについては要望しておくべきではないかと思う。それには、まず学生課などの意見も伺っておく必要がある。

- 学生課の意見を聞くということは、今後この問題を検討していくうえでもぜひ必要なことだと思う。
- 課外活動施設の設置についてであるが、大学が一つのキャンパスである場合はよいが、これが幾つかのキャンパスに分散されているところでは、実際にそれを設置するについては問題がかなり多い。
- そのようなことは実際にはあることであろうし、その他、課外活動施設の状況についても各大学まちまちであり、いろいろな問題もあることであろうから、実態調査をする必要があるのではなからうか。
- 実態調査を行うということについては、先に、学寮問題を検討した際、詳細な実態調査を行ったが、これが果して新しい学寮建設のための意思決定に使われたかというところ、そのような結果にはなっていない。そこで、今度課外活動施設のための検討をするとしても、データを集めるということと、基準面積を改定するということは別のものとして考えるべきであろう。実態調査にあまりこだわっていると、国大協としてこのための要望すべき時機を失すおそれがある。

概ね以上のような意見の交換があったのち委員長から、今後検討すべき重点事項について次のように述べられた。

- ① 課外活動施設として、特に文化系サークル部室について今後検討していきたい。
- ② 課外活動施設の基準面積を拡大する方向に持っていく。それとともに共用部室のほかに単独部室も必要かどうかについて検討する。
- ③ 基準面積をふやすということになると実態把握が必要になるので、その方法を考える。
- ④ 課外活動施設の管理運営の問題について検討する。
- ⑤ 当面、学生課の意見を聞く必要があるので、第4常置とも相談して4月中旬以降を目処にこれの開催を考える。

4. その他

(1) 学寮問題の参考資料（今後の学寮のあり方）の前文について

この問題について、委員長より次のような提案があった。

先に学寮問題小委員会がまとめた参考資料（今後の学寮のあり方）を「会報」に掲載することについては、前回の総会で承認を得ているが、これを公表するについては、その趣旨説明をする必要があると思われる。それで、その「前書き」の素案を別紙のように作成してみたので、これについてご検討願いたい。

これについて協議の結果、原案の一部を修正してこれを承認した。

(2) 就職問題懇談会の状況について

この問題について、竹下事務局次長より配付資料（就職問題懇談会議事要旨）に基づいてその状況説明があった。

以上をもって、本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 昭和54年2月13日(火) 14:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 山岡委員長
大池, 渡辺, 吉田, 市古, 林, 鈴木, 吉田, 谷口, 吉武,
池田, 具島各委員
井上臨時委員

山岡委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員に就任された谷口澄夫委員(兵庫教育大学)の紹介があり、ついで次のような挨拶があった。

本日は議題にもあるように主として福利厚生施設の基準面積についてご審議願うのであるが、そのほかに学寮に関する事項についてもご協議願いたい。これは、過般学寮問題小委員会がまとめた「今後の学寮のあり方」(参考資料)を今回「会報」に掲載するにあたって、これを公表する趣旨に関する「前文」を付することになってしたが、その案文が第3常置の方から回付されてきたので、それについてご協議願うものである。

以上のような挨拶があって議事に入った。

【議事】

1. 福利厚生施設の基準面積について

初めに委員長から次のように述べられた。

この福利厚生施設の基準面積の問題は、第3常置が目下検討している課外活動施設の問題とも絡むところがあるように思われたので、先般第3常置に対し合同で検討することを提案したところ、第3常置としては、当面は課外活動施設の問題を中心として検討していきたいという

ことであった。従って、第4常置としても、当面課外活動施設を除くその他の厚生施設について検討することにした。しかし、大学会館(以下学生会館)のような施設については、第3・第4常置の双方に関係する面も当然出てくるので、このような場合には合同で検討しようということである。

なお、この福利厚生施設の基準面積については、文部省のなかにもあっても、学生課と教育施設部の考え方に相違点もあるようなので、一度文部省の関係官を招いて第3・第4常置合同で説明を伺い、懇談を交してはどうであろうかと思っている。

本日午前中、学生課を訪れてその旨を伝えたと、基準面積の改定に関する見通しについては、4月段階で述べることは無理であるが、福利厚生施設についてどのような考え方で取り組んでいるかは説明できるので、懇談開催の日程が決まったら早目に連絡してほしいとのことであった。

以上の説明に続いて某大学より、福利厚生施設の整備と基準面積の関係についての実情報告があり、ついで次のような意見の交換が行われた。

○ 福利厚生施設の問題については、現況から

すれば基準面積改定の必要があると思われるが、ただいまの実情報告や学生課の話などによると、まだ相当資格面積が残されているようでもある。各大学の実情はそれぞれ違うと思うが、その辺の事情を明らかにする必要がある。

- それは各大学で調べれば分かることであるが、予算の取り方の関係等から基準どおりにもいかない面もあらうと思われる。ところで、福利厚生施設にはどういふものが含まれ、どのようにその単位が決められているのであろうか。そのような資料があればそれを基に論議をすべきであらう。
- 基準表としては、一つには文部省の管理局教育施設部から出されている「国立学校施設実態調査実施要領」がある。この別冊資料には「国立学校建物必要面積基準表」という一覧表があって、それには厚生補導関係の施設は「大学福利厚生施設」という項目になっており、その内訳は大学福利施設、大学保健施設、大学課外活動施設という三本建になっている。そして、「大学福利施設」の内容は、食堂、売店、学生会館、職員会館となっている。ところが、これについて学生会館のあり方をめぐって問題が出ている。それは、学生会館独自の基準面積がないので、食堂、売店等の面積を集めてこれを造っている。そうなるとその中で食堂、売店の占める面積が多くなり、学生会館本来の機能が発揮できないことになる。そのような点から東海・北陸地区学生部課長会議では、「学生会館がその本来の機能が発揮できるよう会館独自の基準面積を設ける必要がある」ことを要望しているわけである。現在、大学はこの教育施設部の基準表に基づいて概算要求をしているが、この

基準表（学生数を根拠にしている）に縛られると施設の拡張はできない。

- 福利厚生施設の面積は、学生数を基準にした基準表のみで決められるというものではなく、そのほかに、学部当りの何かベースとなる基準があり、それらがトータルされているようである。そのような書類を見たことがある。
- 学部、学科の新設が決まると研究室坪数がつくが、その坪数の中には共有施設のものも含まれているのだということを知ったことがある。
- これは基準面積の改定に直接関連はないことであるが、現在、厚生補導施設の充実という点ではかなりの予算が組まれているということである。しかし、この予算の執行は、老朽施設の改築、あるいは資格面積におお余裕を残しているところが対象になるようである。
- 厚生補導関係の予算は、確かに近年大きく伸びてきている。

以上に関連して委員長より、54年度概算要求における共同利用研修施設、保健管理センターの整備充実ならびに奨学資金の拡充等に関する見通しについて報告があり、ついで本問題の今後の検討の進め方について次のような意見が交された。

- この問題を検討するという事については、まず専門委員会を設けてそこで問題を絞り、それを親委員会で審議するという事にしてはどうであらうか。
- 専門委員会を設けて問題を絞るとしても、それにはまず親委員会で検討課題をはっきりさせないことには、専門委員会としても作業

が困難であろう。

- 専門委員会を設けて検討する前に、4月半ば頃にも文部省の考え方を聞いたうえで、今後の進め方について考えることにしてはどうであろうか。

このあと、文部省との懇談の際に特に質したい点について論議が交され、学生会館における食堂の扱い、各施設間の面積の融通性、大学周辺に食堂、娯楽等の施設が乏しい地域の大学の福利厚生施設のあり方等の問題が提起された。

2. 保健管理センターの運営状況について

このことについて吉武委員より、配付資料「国立大学における保健管理センターの運営状況調査結果分析」を基に、その概要について説明があった。

これに関して、保健管理センターの看護婦の配置人員、その処遇問題等についての意見が述べられた。

3. 「今後の学寮のあり方」(参考資料)の前書きについて

このことについて委員長から次のように述べられた。

第3常置と第4常置合同で検討した学寮問題について、学寮問題小委員会では先般(52.11.14)「今後の学寮のあり方」という報告書案をまとめたが、これは合同会議としての成案までには至らず「参考資料」という扱いとなった。しかしその内容は、各大学が学寮問題を考える上に参考になろうということから、総会の了承も得て今回これを「会報」に掲載することになった。しかし、これを掲載するについては、以上のような経緯もあるので、これを公表するに至った趣旨について解説する必要があるということで、その「前書き」作成のことが懸案になっていた。これについて、その原案をこのたび第3常置でまとめられ、これを本委員会に照会してきたので、これについてご検討願いたい。

以上の説明ののち原文の朗読があり、異議なくこれが了承された。

第5常置委員会

日時 昭和54年2月20日(火) 13:30~15:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 佐々木委員長
加藤、平島、平松、丸山(代:根本)、伊地智、小林、筒井、砂田、西沢、岳中、勝木、柿本各委員
(文部省側)川村国際教育文化課長、光田留学生課長、長谷川企画連絡課課長補佐、巻島高等教育計画課課長補佐、他2名

佐々木委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は議題にもあるように、①昭和54年度の第5常置関係予算について、②中国留学生問題

について、③オーストラリア3副学長の招待についての三つの事項について文部省側より説明を伺い、これについてご協議頂くことにしている。なお、本日は文部省側から川村国際教育文化課長、光田留学生課長、そのほか関係担当官に出席を願っているので、議題の順序に従い早速議事に入ることにはしたい。

【議 事】

1. 昭和54年度の第5常置関係予算について

まず長谷川企画連絡課課長補佐から配付資料「昭和54年度教育・学術・文化の国際交流関係予算案概要」に基づきその要点の説明があり、ついで巻島高等教育計画課課長補佐より、配付資料「昭和54年度予算案の概要」を基に主として外国人教師・在外研究員関係の予算について説明があった。

以上の説明があったのち、次のような質疑が行われた。

- 外国人特別招へい教授のことであるが、その招へい期間はどれくらいであろうか。
- これは、予算上では1人3カ月で15人ということになっているが、人数との関係で6カ月の場合もある。
- 特別招へい教授については、人文・社会科学系、自然科学系いずれの分野の教授が多いのであろうか。
- 53年度の状況によると、必ずしもどちらの分野の教授が多いというわけでもないようである。
- この特別招へい教授のなかには、以前話のあった英国人英語教員というのは含まれているのであろうか。

- あの関係の英国人英語教員というのは、これとは別である。
- 外国人特別招へい教授というのは、どのような資格のものを考えているのであろうか。
- この外国人特別招へい教授については、当初ノーベル賞受賞者クラスの教授というように考えられていた。それで、給与の点等についても指定職クラスの給与となっている。それで、これに見合うような特別の教授ということを考えている。
- 特別招へい教授は、その招へい期間中に2つの大学の掛け持ち講義をしても差支えないか。
- それは、どちらかの大学がメインとなっていて、他の方は非常勤ということにすれば差支えない。
- 国際研究集会についてであるが、これには年間どれくらいの教官が参加しているのであろうか。
- 国際研究集会の予算としては、約2億6000万円程度を計上しているので、かなりの参加が望めるのではなかろうか。

以上のような質疑があったのち、引続いて留学生関係の予算について光田留学生課長から次のように説明があった。

留学生関係の予算については先程の説明のなかで触れたが、かねがねこの委員会で問題になっている日本語教育の改善という見地から54年度予算をみると、国費留学生105人増のうち95人は研究留学生であるが、残りの10人は、日本語・日本文化短期研修生であって、これは東京外国語大学附属日本語学校で1年間勉強させるというもので、新しい制度である。そのほか大阪外国語大学に研究留学生の日本語教育6カ月

というのがあるが、これを少しでも改善したいと思ひ、これにLL装置を整備することにした。また、日本語教育担当教官1名の定員増があり、学生も30名定員増である。それから、例年行っている学科目整備で、日本語および日本事情というような学科目を、今度神戸大学に設けることにした。また、名古屋大学にあっては、日本語教育コースというものを学生20名定員ということで新しく設置する。以上が、留学生の日本語教育改善の関係の予算の主な内容である。

以上をもって、国際交流関係の54年度予算に関する協議を終った。

2. 中国留学生問題について

まず光田留学生課長より、配付資料①「中国政府派遣留学生の受入れについて(依頼)」、②「中国政府派遣学部レベル留学生に対する予備教育に関する調査・協議結果概要」の内容説明と、昨年12月篠沢学術国際局長を団長とする中国教育視察団の訪中状況についての経過報告があった。

続いて、川村国際教育文化課長から、上記の配付資料②について補足説明があった。

以上の説明があったのち、次のような質疑があった。

- 今回の中国からの派遣留学生受入れは、これまでのASEAN諸国の留学生受入れの場合とは異なっており、現地試験で合格者を決めてこの受入れ方を各大学に依頼するという方式となっているが、これは「派遣留学生」という特別の範疇を決めてそのような扱いとする、というように理解してよいか。
- 今回の中国からの派遣留学生の学費は、中

国政府の費用によって賄われるものであって、従来の国費留学生や私費留学生とは性格が異なるので、第3分類として扱うことになるが、これを制度的なものにするには若干手当が必要となる。

このあと委員長より次のように提言があり、了承された。

以上の文部省側の説明のように、中国からの派遣留学生は、54年度に進修生385名、研究生40名、55年度に学部留学生100名ということであり、これの受入れ方について大学側の協力の要請があったがこれでよろしいであろうか。

3. オーストラリア3副学長の招待について

まず川村国際教育文化課長より配付資料「オーストラリア大学副学長招致について」を基に、本年5月オーストラリアより招致する①来日副学長の氏名、②その所属大学の概要、③招致期間、④滞日日程等について詳細な説明があり、ついで次のように付言された。

54年度は、予算上の都合ではもう1回学長招致をすることも可能であるが、どう進めるかご検討頂きたい。

以上のような説明があったのち、委員長から次のように述べられた。

国大協として、外国の学長を招待する場合には、これの受入れ準備に当たる「招待準備委員会」を設置しているが、今回も前例に従いこれを発足させたいと思う。この準備委員会の構成は、委員長は国大協会長であり、そのほかは訪問大学の学長および第5常置の適当な委員数名によって構成されるものである。その具体的な人選については、特に異議がなければ委員長に

一任させて頂くことにして、本日は配付の滞日日程（案）について検討して頂くことにしたい。

以上のように述べられたのち、次のような意見の交換があった。

- 昨年5月、日本の学長3人が3週間オーストラリアに招待された際は、14大学を訪問して相当ハードスケジュールであったが、半面余裕もあった。夜間には、オペラ、芝居、コンサートなどの招待があり、これは大変よい思い出となったので、今回の当方の計画にもぜひそのような行事を盛り込むようにしたいと思う。なお、今回の来日副学長は、オーストラリアの大学協会の会長および副会長の方々である。
- 夜の部の案としては、東京では国立劇場での観劇、そのほか名古屋、奈良あるいは京都あたりで何か適当な催しを考えるのも一案であろう。
- そういうことであれば、奈良を訪れるよりも京都の方が適当かもしれない。
- その辺のことについては、京都大学、奈良教育大学の情況も考えて、最終的にはいづれかに決めるということにしたい。
- 外国学長の招待の際のコースは、今後裏日本や四国等も含めて考えてもよいのではないか。
- 54年度にもう一度学長招待を行うことにするかどうか決めてほしい。52年度のマレーシア国大学長招致の計画が流れたので、予算的なやりくりはつく。
- その際、東南アジア諸国の学長を続けて招待することになるのか、あるいは、この辺で先進国の学長を招待するということになるの

か、その辺の問題がある。

- 学長の国際交流事業が軌道に乗った当初は、まずASEAN諸国の学長招致という考え方であったが、タイとフィリピンが終り、マレーシアは難しいとなると、あとはシンガポールとインドネシアということになる。しかし、シンガポールは大学の数が少ないので、学長の国際交流という意味からは無理であるように思われる。そうなるに残るところはインドネシアということになる。
- 54年度にもう一度招待を行うかどうかのことは、本日は結論が出ないので、文部省側ともう一度相談して次回にでも検討したい。

概ね以上のような意見の交換が行われたのち、滞日日程の細部のスケジュールについては、事務的に一部変更するところもあるかもしれないが、それは委員長と文部省の方へ一任するというにしたい、一応この原案を了承した。

4. その他

1) 中国からの姉妹校の申入れについて

このことについて、文部省側より次のような説明があった。

中国の派遣留学生（学部レベル）の予備教育に当たる吉林師範大学から、日本の大学と姉妹校になりたいとの要望が出されている。先方が師範大学であるので、日本側も教育大学がよいのではないかと考えられるが、その内容、イメージがはっきりしない点もあるので、5、6月頃に吉林師範大学関係者が来日する機会に相談したいと思っている。

以上の説明に関し若干意見の交換があった。

2) 国際研究集会の出席枠の拡大について

このことについての要望が述べられ、これに関連して短期在外研究員の問題などが論議され

た。

以上をもって本日の議事を終了した。

オーストラリア国大学副学長招待 準備委員会

日時 昭和54年4月24日(火) 9:30~10:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 今村, 宮島(代:江口), 坂本, 佐々木, 蓼沼, 石塚, 岡本
(代:内藤), 須田, 竹山各委員
但馬専門委員
(文部省) 川村国際教育文化課長, 佐藤課長補佐

両委員が都合で欠席されたため、佐々木委員(第5常置委員長)が代って議事進行にあたり、次のように挨拶があった。

本日は、昭和54年度の外国学長招待事業計画に基づき来る5月下旬に来日されるオーストラリア国大学副学長の受入れの具体的計画についてご協議頂くわけであるが、委員長が都合で欠席のため私が代って議事進行にあらせて頂くので、よろしく願いたい。

なお、本準備委員会の専門委員として、例年のおおりに東京大学事務局の但馬事務官を委嘱したいので、よろしくご了承願いたい。

【議事】

1. オーストラリア国大学副学長招待の準備計画について

初めに佐々木委員より次のとおりに述べられた。

前回の第5常置委員会(2月20日)でオーストラリア国大学副学長招待のことについて検討し、招待日程案の大綱が決定されたので、これの具体的計画については、従来の慣例に従い、

訪問大学の学長をもって構成する「招待準備委員会」で検討することになった。については、まずその後の経過について関係者の方から報告を伺ったうえ審議に入ることにしたい。

ついで、川村国際教育文化課長より次のように経過報告があった。

前回の第5常置委員会で「オーストラリア国大学副学長滞日日程」についてご審議頂いたが、その後先方から今回の訪問について若干注文等があったため、佐々木第5常置委員長とも相談のうえ新しい日程案を作成した。各訪問大学におかれては、この日程案に基づきそれぞれ各地区における招待計画案をご準備下さったことに対し、厚くお礼申し上げる。特に、来日副学長の関心事項や希望訪問等の申出について特段のご配慮を頂いたことについて深く感謝申し上げます。

なお、来日副学長の履歴に関する新しい資料が届いたので、ご参考までにお配りした。

ついで、佐々木委員より次のように述べられた。

各訪問大学では「全体日程」に基づきそれぞれ各大学の招待計画をご準備頂いたが、本日は時間の関係もあり、個々の内容説明は省略して、全体日程に即してそれぞれの大学の分担事項、相互の連携等の点（出迎え、見送り、配車、食事接待等）についてご検討頂くことにしたい。なお、今回の新しい日程案には、夜の招待行事を3回（文楽、歌舞伎、演奏会等の鑑賞）組み入れることにしたが、地方においてその地域の特殊な催し等があれば、それらの見学についてもご配慮を頂ければ幸いである。以上ご了承のうえ資料「招待日程（総括）」を基に日程順に従い検討を進めたい。

(1) 日程に関する打合せについて

「招待日程（総括）」に即して日程順に検討が行われ、次のことが確認された。なお、宿泊および配車に関する事項は資料に記載のとおり了承された。

5月20日

- 成田空港到着の際の出迎えは、文部省関係官、国大協第5常置委員長とする。その際の配車は文部省が手配する。

5月21日

- 文部省を訪問し、文部次官表敬、幹部との懇談ののち夕刻より文部次官主催レセプションが催される。レセプションの会場は目下未定である。

5月22日

- 午前中東京大学を訪問し、昼食後早稲田大学を訪問する。その際、早稲田大学が昼食会場まで出迎えて案内する。この件については東京大学と早稲田大学との間で打合せる。

5月23日

- 筑波学園都市視察の際の案内、接待は筑波大学が担当するが、往路の土浦駅までと、帰

路の土浦駅から先の案内、配車等は文部省が担当する。

5月24日

- 午前中東京水産大学を訪問し、昼食後日本学術振興会を訪問するが、その移動時の配車は東京水産大学が担当する。
- 夜分の文楽観賞（国立劇場）の際には、本委員会から都合のつく学長ができるだけ同席するよう配慮することとした（5月26日のN響定期演奏会、6月7日の歌舞伎観劇の場合も同様）。

5月25日

- 午前中一橋大学を訪問し、昼食後東京外国語大学附属日本語学校を訪問するが、その移動時の配車は東京外国語大学が担当する。

5月26日

- 「希望訪問」ということで各個自由行動となっているが、必要な場合には文部省より付添いをつけることにする。
- 夜分のN響定期演奏会の開始時間は追って確認する。

5月27日

- 日曜日に当たるので特に行事計画はなく休日とするが、先方の希望により必要な場合には文部省が世話を当てる。

5月28日

- 京都着が午後になると予想して、京都大学の行事計画は午後を設定した。
- 離京の本28日から帰京の6月7日までの11日間、副学長団一行の介添えとして随員を付することとした。

5月29日

- 終日京都界隈の文化財見学を予定しているが、その中身については更に検討し、またできれば産業施設見学をも考慮する。

5月30日

- 京都から神戸に向うが、時間の点について京都大学と神戸大学との打合せができていないので、両大学間で早速連絡調整を図ることにした。

5月31日

- 神戸大学の案内で国立民族博物館を見学し、夕刻からは座談会を行うことを予定している。

6月1日

- 午前中神戸大学留学生との懇談を行い、昼食後広島に向う。
- 午後広島到着後、直ちに広島大学の案内で産業施設を見学する。

6月2日

- 広島大学訪問後市内見学および宮島見学を行う。

6月3日

- 午前広島を出発し名古屋に向う。
- 日曜日に当たるので、名古屋到着後は自由行動とする。

6月4日

- 終日分子科学研究所の訪問視察に当てるが、終了時間を予定より1時間短縮する。

6月5日

- 午前中名古屋大学を訪問し、昼食後名古屋空港より札幌に向う。

6月6日

- 午前中北海道大学を訪問し、昼食後市内見学を行う。

6月7日

- 昼前に札幌より帰京し、午後は自由時間とする。
- 夜分は歌舞伎観劇を行う。

6月8日

- 午前中は「希望訪問」に当て、午後は国大協主催の懇談会（16～18時）、サヨナラパーティ（18：30～20：30）を催す。なお、懇談会の前に「招待準備委員会」（15～16時）を開く。

- 懇談会およびパーティの会場は、文部省の招待パーティの会場との関係を考慮して後日決定する。

- 懇談会の出席者、パーティの招待者は前回の例に準ずる。

- 懇談会の通訳は、昨年同様国際交流サービス協会に依頼する。

6月9日

- 帰国準備に当てる。マイヤーズ副学長1人21：30成田発で帰国する。

- 見送りは文部省関係官と国大協第5常置委員長とする。

6月10日

- ロー副学長とマーティン副学長の2人が帰国する。出発時間は目下未定である。

- 見送りは前日と同様とする。

概ね以上のことが了承され、これによって来日副学長の受入れ態勢がほぼ整えられた。なお、未定の部分、調整を要する点については、国大協事務局が関係大学と連絡折衝し、日程表を補完のうえ追って各委員に送付することとした。

- (2) 検討・確認しておくべき事項について招待計画実施上取り決めておくべき事項について、別紙資料記載の20項目について協議し、以下のことが確認、了承された。

- 日程、配車分担については、本日の協議の結果に基づき国大協事務局で整理し改めて通知する。

- 東京滞在中の休日、自由行動の付添いにつ

いては、先方の意向をきいた上で文部省で処置する。

- 離京から帰京までの間の随行は但馬専門委員に依頼する。
- 乗車券、航空券の購入は文部省が手配する。
- オーストラリア大使館が来日副学長一行の招待レセプションを催す計画があるかどうかについては、文部省から大使館に対し意向を打診する。
- 国大協主催懇談会のテーマに関して、来日副学長が特に希望があるかどうかは、到着時の打合せの際に相談する。
- 来日副学長自身が直接支払う費用（宿泊費、個人的食費、国内交通費等）のことについては、到着時の打合せの際に文部省より説明する。
- 同伴者は今回はない。
- 来日副学長団のリーダーあるいはアプロー

チ役を定めることについては、到着時の打合せの際に相談する。

- 来日副学長団滞在中における関係事務の連絡窓口は文部省国際教育文化課とする。
- 各大学からの寄贈資料は文部省の方に送り届けることにし、文部省はこれを一括してオーストラリアに郵送する。
- 各訪問大学は招待の実施状況報告書をまとめて国大協事務局に提出する。その作成要領は後日事務局より各大学に通知する。
- 招待事業報告書のまとめの担当者は第5常置委員長に一任する。

(3) 来日副学長宛招待状について

国大協会長より来日副学長に対して送る招待状に関し、別紙案について審議し了承されたが、昨年当方の学長3名がオーストラリアに招待されたことに対する謝辞を付加することとした。

以上をもって本日の議事を終了し閉会した。

就職問題懇談会

日時 昭和54年1月24日(水) 14:00~16:30
場所 日本私学振興財団第4研修室
出席者 (学校側) 大学8団体, 高専3団体
(経済団体) 日本経営者団体連盟, 日本商工会議所, 全国
中小企業団体中央会
(労働省) 田淵業務指導課長, 竹村課長補佐, 阿部学卒
係長
(文部省) 石井学生課長, 近藤課長補佐, 河野補導係長
議題 (1) 昭和54年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に
関する申合せについて
(2) 昭和54年度卒業予定者に係る企業と大学・高専との間
の求人求職事務について

I 第一部 (各大学・高専団体, 文部省の協議) 14:00~15:00

議題: 昭和54年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

開会にあたり文部省石井学生課長より次のように挨拶があった。

本日は、ただいまより約1時間くらい「就職協定」(大学・高専卒業予定者のための就職事務開始時期の申合せ)の問題について学校側関係者間で協議を行い、そのあと、労働省、経済団体関係者を含めて「事務協定」(企業と大学・高専との間の求人求職事務に関する取り決め)の問題について話し合いをしたいと考えている。

なお、この昭和54年度の大学・高専卒業予定者に関する「就職協定」の問題については、去る12月25日に中央雇用対策協議会(企業団体と労働省との雇用問題に関する協議機関。以下「中雇対協」と略称する)が別紙のような「大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始期日等の厳守に関する決議」というものを出し

ている。これは、同協議会が昭和52年12月21日に開催した第24回総会において、昭和53年度以降の大学及び高専卒業予定者の採用選考開始時期についての決議を行ったが、昨年の実績をみるとこの決議が十分遵守されなかった点があったため、このような「採用選考開始時期等の厳守に関する決議」が出されたものである。

この内容は、この「就職協定」を実効あらしめるため企業側が遵守すべき事項を具体的に提示したものであるが、それとともに学校側に対する学生指導に関する要請、また違反行為(企業側の早期選考、学校側の早期推薦等)に対する制裁措置等にも言及している。なお、同日の中雇対協では、この決議とともに「高等学校卒業予定者の採用選考開始期日に関する決議」をも行っているが、それによると、高校卒業予定者の採用選考開始期日は卒業前年の11月10日以降(従来は10月1日以降)とされており、これの適用は57年3月以降の卒業者からとされている(猶予期間2年)。この高校卒業予定者の採用選考開始時期の問題については、大学卒業予定者の採用選考開始時期との絡みから、

この懇談会においても要望（大学卒業予定者の採用選考開始を高校卒業予定者のそれより先にすべきであるという趣旨の要望）があったので、そのことは関係方面に伝えておいた。なお、この決議で、これの適用に2年間の猶予期間をおいたのは、高校側への周知およびその準備を整えるうに相当の時日が必要であろうとの配慮に基づくものである。

さて、本日の議題である「昭和54年度以降の大学・高専卒業予定者に関する就職協定」についてであるが、これについては前回の懇談会（53.11.7）では現在の10月—11月協定（51年度より実施）はほぼ定着してきているので、来年度もこの線で実施してはどうかとの意見が大半であった（一部にはこれを1カ月繰り上げて9月—10月にしてほしいとの強い意見もあった）。また、中雇対協でも、前述のようにこの10月—11月の線を踏襲し、これの厳守を図るということであり、更に高校卒業予定者の採用選考開始期日も繰り下げるといふことでもあるので、54年度就職事務に関する申合せについては本年と同様10月—11月の線で取り決めてはどうかと考える。これについてご意見があれば伺いたい。

ついで文部省側が用意した「昭和54年度以降の大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せ(案)」が紹介され、これについて協議の結果、異議なく原案どおり承認された。これによって昭和54年度以降当分の間、大学・高専卒業予定者のための就職事務は10月—11月（求人求職のための企業と学生の接触開始は10月1日、選考開始は11月1日）ということに決定された。

なお、この申合せ文書は、これまで「大学8団体の申合せ」という形式になっていたが、今

回から「大学8団体及び高専3団体の申合せ」とすることになった。

そのほか、文部省側より「昭和53年11月末の内定状況」についての報告があり、また、国立短期大学協議会側から「国立短大の特殊事情」についての説明、私立短期大学協会側から「就職協定の遵守」についての要望、などがあり、以上をもって第一部の協議を終了した。

II 第二部（労働省、経済団体も参加しての協議） 15：00～16：30

議 題： 昭和54年度卒業予定者に係る企業と大学・高専との間の求人求職事務について

開会にあたり文部省石井学生課長より次のように挨拶があった。

雇用情勢が厳しい中で、大学・高専卒業者の就職が本年もほぼ昨年並の見通しが得られたことは、労働省、各経済団体等のご協力のお蔭と深く感謝している。

先程来、大学・高専団体関係者が集まって約1時間ほど「就職協定」の問題について協議したが、引続いて労働省、経済団体関係者を交えて「事務協定」の問題について懇談をいたしたい。

この「事務協定」（企業と大学・高専との間の求人求職事務に関する申合せ—求人票等の大学・高専への送付時期、学生への求人内容の提示時期等を取り決めたもの）は、昨年度（52年度）より実施されたものであり、その内容は「求人票等の大学・高専への送付」は8月16日以降、「学生への求人内容の提示」は9月16日以降、ということになっている。これについて、大学側からは、主として事務処理上の関係からこの時期を早めてほしいとの強い要求が出されている。しかし、労働省、経済団体等にお

いては別箇の考えもあろうと思われるので、忌憚のない意見交換をして結論を出して頂きたいと思う。なお、この種の会議は文部省が主宰する立場ではないが、たまたまこの席をかりてご協議願うということであるのでご了承頂きたい。

ついで労働省田淵業務指導課長より次のように挨拶があった。

ただいま学生課長より話があったように、今日の雇用市場情勢は誠に厳しいものがあり、特に中高年齢層の失業対策は当面の重要課題となっている。現在のところ、若手労働者については失業問題は問題となっていないが、これは偏りに企業側の協力と大学側の適切な指導の賜物と深く感謝している。

48年暮れのオイルショック以後、不況の中にありながらも、中小企業からの求人がふえたこともあって求人数そのものは減っていないが、往時の高度成長時代のような大企業からの多数の求人は望めなくなった。そのようなこともあって、大学卒業生もホワイトカラーというわけにもいかない状況になってきた。このように、求人需要はあるが内容的には深刻な面がある。

さて、本日の議題に関することであるが、お手許に配付してある資料にもあるように、中雇対協では52年12月総会で決議された就職協定（10月—11月）を踏襲する一方、これの遵守を図るための決議を今回新たに行った。これは、昨年、11月1日の選考開始期日以前の会社訪問の段階で実質的選考（内定、内々定等）を行った企業が相当あって、これが社会問題化されたことから、企業側の自粛を求める意味で具体的遵守事項についての提示を行ったものである。そして、これとともに学校側に対しても学

生への適切な指導を要請し、また協定違反者に対しての制裁措置（違反をした企業、学校の名前の公表）をも定めている。

このように、「就職協定」に関して、企業側としては採用選考を早目に行うことのないよう厳しい申合せをしているので、それらの事情をご理解のうえ、「事務協定」の問題について協議されるようお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち協議に入り、概ね次のような意見の交換が行われた。

- 就職関係の事務処理上の理由から、現行の「8月16日以降求人票等の大学への送付」、「9月16日以降求人内容の学生への提示」とあるのを、それぞれ半月繰り上げて「8月1日以降」、「9月1日以降」としてほしい。現状では、8月16日に求人票がドッと集中して送られてきて、これを短期間に整理するのは大変な作業である。また、9月16日に多数の求人票を一斉に掲示すると、大勢の学生が押しかけてくるので、学生はこれを綿密に見ることができない。そのような状況であるので、もう少し時間的な余裕を持たせてほしい。もし「8月1日以降」、「9月1日以降」ということがどうしても困難であるならば、求人票の送付時期の方は現行のままでも止むを得ないが、学生への求人内容の提示時期の方だけは、せめて9月10日まで繰り上げてほしい。企業からの求人のうちには応募締切の早いものもあり、大学側も学生側もその対応に苦勞している。
- 求人情報提供が早くなると学生の就職活動も早く始まることになる。昨年の10月1日会社訪問解禁の際には、まるで選考開始みたいな過熱した状態を現出した。今後はこのよう

な事態が起こらないよう11月1日までは採用選考は絶対させないようにする。また、応募締切についても遅くするよう指導するので、大学側もこれまでよりはやりやすくなるものと思う。

- 求人情報を早く提供すると学生が早く動き出すというが、そのような心配はない。現在の9月16日以降求人内容提示ということでは、1,000社以上のものが一遍に提示されるので、学生はその内容を点検し、必要事項を写し取るのも容易でない。また、応募締切までに企業選択の研究をする期間もない。
- 昨年この「事務協定」の問題を話し合った際には、1年間様子をみるという結論となったが、去年は会社訪問期間の10月の間に採用選考を行うという企業側の違反事例が多かったため、今年はまずこれを無くすことに全力を注ぐことにし、今回厳しい申合せをしたという事情がある。求人情報の提示を早くすると、学生が早く動き始めるという可能性は出てくる。企業側が早期に動き出すことを自粛しようとしている際に、これに逆行して学生の方が早く動き出すような恐れのある措置は避けたいと思っている。
- 今年は9月15、16日と連休になるため、17日から求人内容提示ということになり、大学側としてもやりづらいと思うので、本年に限り連休前日の14日からということにすることは考えてもよい。
- 最近、労働市場が変わりその領域が広がった。学生に中小企業に関する情報提供が必要ということもあり、そのような事情を考えるとある程度の期間の余裕が必要である。学生への求人内容の提示時期を一挙に半月繰り上げて9月1日以降にするというのが難しければ、

9月10日としてはどうであろうか。その辺を企業側と大学側で十分相談し合ってほしい。

- 連休の関係で、本年に限り9月14日からとするという案はここで初めて出された話であるが、その点については企業側の賛成が得られるよう説得の努力はする。
- 大学側と企業側の両者の議論は平行線を辿っているが、一度企業側も求人票提示前後の大学の状況を視察してほしい。その状況を直接見たうえで来年のことを考えてほしい。
- 大学側の言い分は分かるが、いま求人情報の提示時期を繰り上げるのはタイミングが悪い。企業側が、昨年早目に採用選考を行ったことについてこれを是正しようと努力している時に、大学側が提示時期を早めることはこれに逆行することになる。本年は、たまたま連休にあたるということもあるので9月14日に繰り上げるということにし、それで了承してほしい。
- 大学の就職事務の状況を労働省、企業側も一度視察したうえで今後のことを考えることにし、来年度（54年度）については取り敢えず9月14日以降ということにしてはどうか。こんど高校卒業予定者の採用時期も繰り下げることにしたという点も考慮してほしい。
- 中雇対協の「決議」に対して大学側は立入る余地はないが、この「事務協定」の問題は大学側と企業側の「協議事項」であり、その判定は労働省がするわけである。しかし、このことについて大学側の意見は殆ど取り入れられていない。それではこの「事務協定」は中雇対協「決議」の付則みたいなものになってしまう。そうならないために、われわれとしてはこの「事務協定」の問題を「就職協

定」と切り離し、大学側、企業側両者の「協議」によって決めようとしたのである。

- 中雇対協で経営者団体と労働省だけで決議をして、そのあとで大学側と話し合うという二重のやり方がよいかどうかは問題がある。「決議」と「協議」が一緒になされるのが適当とも思われるが、そうなると中雇対協の改組ということにもなる。

次に企業側が大学側の事情を理解していないと言われるが、企業側としても大学の就職事務が大変であることは理解しているつもりである。しかし、いま社会的にみて重要な問題は、企業側における早期選考の防止ということである。これについて企業側はこんど厳しい決議をしたので、大学側もその事情を理解して企業側の方針に協力してほしい。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、石井学生課長より、この「事務協定」の問題については種々議論もあるので、取り敢えず54年度については文部省、労働省に一任ということにされてはいかがであろうか、と提言があり、異議なく了承された。

以上で本議題についての協議を終り、関連し

て私立短期大学協会より、高校卒業予定者の採用選考時期の繰り下げに關しての質問があり、これに対し労働省側よりその経緯についての説明があった。

ついで全国中小企業団体中央会より、中小企業における「53年3月新規学卒者の充足状況」の調査結果について報告があり、併せて中小企業が学卒者の受入れを希望している点について大学側が学生に指導してほしい旨の要望があった。

以上で本日の議事を終り、最後に石井学生課長より次のような挨拶があつて閉会した。本日はご多用中お集まり頂き、種々ご懇談頂き感謝に堪えない。大学・高専卒業生の就職について、労働省、経営者団体においてはかねがねお世話を頂き、この機会に厚くお礼申し上げます。

なお、ただいまお話があつた学生が企業側に迷惑をかけていること——中小企業に採用決定になつても、あとでこれを取り消す例が多いこと——については、大学側できめ細かい指導をして頂き、このようなトラブルが今後生じないよう万全を期したいと考えている。

特別会計制度協議会

日 時 昭和54年1月5日(金) 10:30~12:00

場 所 国立教育会館第2会議室

出席者 (文部省側) 井内, 佐野, 篠沢, 三角, 宮地, 西崎各委員
遠藤, 滝沢, 逸見各専門委員
(国大協側) 向坊, 岡本(道), 香月, 今村, 岡本(舜), 蓼
沼各委員
吉田, 平間, 石塚各専門委員

向坊議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、文部省から来年度概算要求に関し協議会開催の申し越しがあったので、取り急ぎご参集をお願いした。

なお、今回は井内事務次官、篠沢学術国際局長には省内異動後初めての協議会であるが、よろしく願います。また、遠藤高等教育計画課長については、この協議会のご承認を得て専門委員を委嘱することにしたいので、ご了承を願いたい。

ついで、井内事務次官から次のように挨拶があった。

昭和54年度予算編成が最終段階を迎え、本日午前10時より各省内示原案が閣議にかかっている。準備ができれば会計課長が内示をうけ、それに基づいて予算編成に本格的に取り組むことになる。本日とくにご参集をお願いしたのは、54年度概算要求の特別会計の最終的な姿を、現段階で得ている感触も含めてご報告したいと考えたからである。予算編成はこれから1月10日前後までが山場であるので、本協議会の意見も伺って一丸となって努力したいと考えている。

【協 議】

1. 昭和54年度予算案について

初めに文部省側から、配付資料に基づき54年度文部省予算の大綱につき説明があった。

ついで、これに関し、主として次の事項について質疑応答ならびに意見交換が行われた。

学生当積算校費の伸率、授業料・入学検定料等、附属病院収入、非常勤職員手当の伸率、教職員定員の増員要求の状況と総定員法の枠の関係、学年進行と定員増の関係、放送大学の見通し、科学研究費の伸率、国際交流経費および中国からの留学生受入れに伴う諸問題、国際学術交流センターの創設等。

以上の文部省説明ならびにこれについての質疑応答により、54年度予算編成は今年度以上に厳しい状況にあることが明らかになったが、文部省としては既定の方針および本日の意見を基に今後更に大蔵当局との折衝を進めることとし、本議題の協議を終了した。

2. そ の 他

中国の留学生受入れ問題について、篠沢学術国際局長から、その後の中国側との折衝状況について説明があり、これに関し懇談が行われた。

特別会計制度協議会

日 時 昭和54年4月5日(木) 14:00~16:00
場 所 東海大学校友会館富士の間
出席者 (文部省側) 井内, 佐野, 篠沢, 三角, 西崎各委員
滝沢, 斎藤, 佐藤各専門委員
(国大協側) 向坊, 岡本(道), 香月, 今村, 岡本(舜)各委員
吉田, 平間, 石塚各専門委員

向坊議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、文部省から昭和54年度国立学校特別会計予算に関し協議会開催の申し越しがあったのでお集まり頂いた。

なお、本日の会議開催に関し、まず了解を得たいことは、本協議会の「運営方針」によれば、予算案決定後2月下旬~3月下旬の間に定例会議を開催する定めとなっているが、今回は国会の審議状況や大学側の諸行事の関係等の事情で3月中に開催することが困難となり、止むを得ず4月に延期することになった。異例のことではあるが事情をよろしくご了承頂きたい。

今回の54年度予算の決定にあたっては、例年がない厳しい財政事情の下で、文部省が種々ご努力とご労苦を重ねられたことに対し、この機会に厚くお礼を申し上げる。

なお、今回の文部省の人事異動に伴い、新任の佐藤会計課副長に専門委員を委嘱したいのでご了承をお願いします。

ついで、井内事務次官から次のように挨拶があった。

昭和53年度の最大の課題であった共通第1次学力試験が、各大学および大学入試センターの

緊密な協力によりほぼ完全に実施されたことに対し厚くお礼申し上げる。

この共通1次試験は、奥野文部大臣以来の歴代の大臣ならびに関係者の努力によって推進されてきたもので、今回の成果が得られたことは誠に感謝に堪えない。今回の共通1次試験が善く遂行されたことについては、一般に報道されていない関係者の蔭の努力や苦勞が大きな力となったことを思い、ここに心からお礼を申し上げる。今後は実施の結果を踏まえつつ、冷静に一つ一つ積みあげながら前進を図っていきたいと望んでいる。

次に54年度予算は4月3日に可決成立した。また国立学校設置法の一部改正も3月末に成立し、4月1日から施行されることになった。本日の特会協議会では54年度予算についての説明があるかと思うが、54年度の政府予算はそれ自体が非常に厳しい財政情勢のなかで編成されたものであって、新規財源の殆どは公債に求めざるをえないという異常な編成であった。政府は明日の閣議で景気浮揚策を打ち出すことになるが、公共事業に関しては、昨年度のような早期契約、早期工事着工、早期支払いというような促進策ではなく、慎重な対策をもって臨むことになろう。したがって、その意味から54年度の予算執行は53年度よりも一段と気配りが要請さ

れることになるであろうから、国立大学においても予算執行にあたっては適正な措置を執られるようお願いする。

なお、文部省としては多年の懸案であった放送大学学園関係の法案を今次国会において成立を期している。この新しい高等教育機関の誕生と発展には国立大学の全面的な協力をお願いしなければならないので、この点についてもご理解とご協力をお願いする。また、55年度の概算要求に向けての大筋の作業も始めることになっているので、54年度予算を見直しながら特会協議会においてご意見を伺うことにしたい。

以上の挨拶に対し、会長から次のように謝辞が述べられた。

共通第1次学力試験の実施については文部省から絶大なご支援を頂き大過なく終了することができた。この機会にお礼を申し上げる。ただ今年は天佑もあり一番心配していた豪雪に遇わなかったことが幸いであった。なお、試験終了後、今回の共通入試に関し多方面から批判が寄せられているので、国大協としては第2常置委員会を中心に今後に向けて改善の努力を図りたい考えである。ご協力とご支援をお願いする。

【協 議】

1. 昭和54年度予算について

初めに文部省側から、配付資料に基づき54年度文部省予算の大綱につき説明があった。

ついで、これに関し主に次の事項について質疑応答ならびに意見交換が行われた。

科学研究費、純新規に伴う定員増、国鉄運賃の値上げに伴う通学定期の割引、定員削減による事務系職員の減少と新規増員の情況、第4次定削の初年度の積み残しに対する対策ならびに第5次定削の見通し、外国人教師の身分の取扱いに関する法案、私学助成費の今後の伸率、大学院の拡充整備（とくに旧帝大を除く大学の独立大学院博士課程設置について）、国連大学に関する問題、発展途上国とくに共産圏諸国との学術交流にかかわる問題、いわゆる台湾の留学生の取扱いならびに中国その他の諸国の留学生にかかわる諸問題、研究技術専門官制度の進展状況等。

以上の諸問題について質疑応答ならびに意見交換が行われたのち閉会した。

創立30周年記念行事準備委員会

日 時 昭和54年4月18日(水) 16:00~17:30
場 所 国立大学協会会議室
出席者 香月委員長
市岡, 平間, 吉田(代:舟橋), 小島, 丁子, 石塚各委員

香月委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

当協会では来年7月13日を以って創立30周年を迎えるが、昨年秋の総会において、これを記念して何らかの形で記念行事を催すことが承認され、その企画立案のため準備委員会を設置することが了承された。それを受けて本年2月開催の理事会で委員の選任が行われ、本日第一回目の会合が開かれることになった。

【議 事】

1. 記念行事の基本構想について

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は記念行事の基本構想についてご検討頂く訳であるが、その前に、参考までに昨年創立50周年記念行事を実施した東京医科歯科大と、昭和40年に実施した国大協の15周年記念行事の模様について伺いたい。

ついで、石塚委員(前東京医科歯科大事務局長)より次のような説明があった。

お手許の配付資料は、医科歯科大の創立50年誌刊行日程表である。医科歯科大では記念行事の重点を50年史の刊行において、式典、祝宴は簡素にした。当日の式典には文部大臣、国大協会会長等からの祝辞を頂いたが、式典に引き続き催した祝宴会は立食パーティ形式をとった。そしてパーティにお招きした関係者の方々に50年

史の冊子とバッジを記念品として差し上げた。

ついで、丁子委員(前国大協事務局長)より、国大協創立15周年記念行事の模様について、次のような説明があった。

国大協の創立記念日は昭和25年7月13日だが、15周年の記念式典はその年の秋季総会終了翌日(40.11.27)まで延ばし、東京大学の大講堂を借りて350人ほど招いて挙行した。また当日は式典に先だつて国大協会館(事務所)の竣工式を行った。式典後、東大構内の懐徳館の庭で祝宴を催し、列席者に特注の茶碗と会報記念特集号をお持ち帰り頂いた。

また、この記念行事と相前後して、国大協の組織改善を計るため、会則の大幅な改定(40.4)、事務局機構の強化(41.1)、会報の充実(発行を年2回から年4回に改めた)などの措置がとられた。

以上のような二つの事例が報告され、ついで30周年記念行事の基本構想について、次のような意見交換が行われた。

記念式典の会場について

- 学長、事務局長合せて184名、それに歴代会長、副会長、更に文部省、関係団体などの関係者を含めると、おおよそ250人の招待者が収容できる会場が必要である。
- 式典とパーティの両方を行うことになると、式典会場とパーティ会場は離れていない方がよいと思う。

○ 昨年オープンした竹橋にある共済会館はどうだろうか。相当広い部屋があるはずで、式典、パーティ共できると思う。

○ 国立教育会館の大ホール（虎の門ホール）も交通の便がよい。

○ それでは、式典と祝宴を250人程度の規模で実施することとし、会場は、共済会館を第一候補として事務局に事前調査をして貰うことにする。

記念式典の期日、記念事業の内容について

○ 創立記念日(7.13)に大勢わざわざお集まり頂くことも難しいので、式典の期日は学長、事務局長が一堂に会する秋の総会(55年度秋季総会、期日は未定)の前日ないしは終了後がよいと思う。

○ 総会の日程(通例総会初日から三日目に事務局長の事務連絡会議が開催される)からみて、総会後の方がよい。

○ それでは、式典の期日は総会終了直後の日ということにする。

次に式典の中身であるが、15周年の時は式典終了後に記念講演をやって頂いたが、今回もどなたか適当な方に講演をお願いしてはどうだろうか。

○ 15周年には初代会長の南原繁先生にお願いした。

○ 会長・副会長経験者ということで、茅誠司先生か森戸辰男先生はいかがだろうか。

○ 講演者の人選は今後の課題として、式典後に講演をして頂き、それに引き続いて祝宴に入ることにする。

ところで、記念事業の一つに事務局職員の功労者表彰といったものを加えてはどうだろうか。15周年の時はどうであったのだろうか。

○ そのようなものはやらなかった。

○ 事務局として永年勤続者表彰の内規はあるが、功労者表彰は記念事業とは別途に考えた方がよいと思う。

記念刊行物について

○ 15周年では会報特集号の形で記念誌を発行したが、今回記念誌を刊行するとすれば、どのような内容にしたらいいか。

○ 国大協の足跡がよくわかるように年表を主とした資料集のようなものを作ってはどうか。それと、これまでの刊行物のダイジェストなどを入れてもよいと思う。そのほか、旧会長・副会長等からの祝辞や旧委員長の思い出等を載せるくらいにしてはどうか。

○ 編集方法にもよると思うが、記念誌を作るとなると相当時日を要する。私のところ(医科歯科大)では、約2年かかっている。その経験から言えば、資料の蒐集については事務局にあるので問題はなかったが、依頼原稿が予定期日までに集まらなかったため苦勞した。

○ 千葉大の場合、30年史の制作にほぼ2年かかった。今回はそれにくらべると期間が少ないようだが、15周年の時の記念誌をベースにすすめれば、編集もそれほど困難とはならないと思う。

次に記念誌の体裁であるが、会報形式がよいか、それとも単行本がよいか。それから判型はどのくらいにしたらいだろうか。

○ 折角であるから単行本にしたい。

○ 判型は会報と同じB5判の大きさがよいと思う。

○ 分量は大体300~400ページくらいとし、来年10月下旬頃までにまとめることにしてはどうか。

- 年表は他の分野の事項と対照できるようなものがよいと思う。
- 15周年の時には記念品として茶碗をつくったが、今回も何か記念品をつくった方がよいだろうか。
- 医科歯科大ではバッヂをつくり、記念品としてお配りした。
- 国大協の記念品としてふさわしいものを何かつくりたい。次回までによいチエを出して頂きたい。

以上のような意見交換があった後、委員長より30周年記念誌の企画をすすめるため小委員会の設置がはかられ、市岡、丁子、石塚の三委員が選任された。

最後に委員長より、次のように述べられ会議を終了した。

記念事業として記念誌を発行し、参会者に贈呈する。そのほか何か適当な記念品も考える。記念誌については、判型B5判の単行本とし、55年10月下旬刊行を目標に今後小委員会で企画をすすめ、次回の委員会にその大綱を示して頂くこととする。また式典、祝宴の会場については一応共済会館を候補とし、その施設状況を事務局において調べておいて貰うこととする。なお、記念事業に要する経費については、予算が準備されているので、当面募金は考えないことにする。予算案を次回までに作成する。

次回委員会は5月28日（月）午後4時からとする。

諸 会 合

(54年1月～4月)

- | | | |
|----------|-------|----------------------|
| 1. 5(金) | 10:30 | 特別会計制度協議会 |
| 1. 23(火) | 10:00 | 第3常置委員会小委員会 |
| | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 1. 24(水) | 14:00 | 就職問題懇談会 |
| 1. 31(水) | 10:00 | 助手問題に関する小委員会 |
| 2. 13(火) | 14:00 | 第4常置委員会 |
| 2. 14(水) | 13:30 | 理事会 |
| 2. 20(火) | 13:30 | 第5常置委員会 |
| 2. 28(水) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 3. 26(月) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 3. 31(土) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 4. 5(木) | 14:00 | 特別会計制度協議会 |
| 4. 6(金) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 4. 18(水) | 16:00 | 創立30周年記念行事準備委員会 |
| 4. 23(月) | 13:30 | 図書館特別委員会小委員会 |
| 4. 24(火) | 9:30 | オーストラリア国大学副学長招待準備委員会 |

予 算 ・ 決 算

昭和53年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）

国立大学協会
昭和54年2月14日理事会
昭和54年 第64回総会

科 目	当初予算額	流 用 額	予 備 費 額	追加予算額	予算現額	摘 要
	円	円	円	円	円	
歳 入 の 部	73,359,000			7,020,000	80,379,000	
会 費	64,178,000			250,000	64,428,000	山梨医科大学ほか4校会費収入
預 金 利 子	600,000			470,347	1,070,347	
雑 収 入	1,000,000			1,838,642	2,838,642	「国立大学における助手の任用ならびに職務実態に関する調査報告書」ほか1件
前年度繰越金	7,581,000			4,461,011	12,042,011	
歳 出 の 部	73,359,000			7,020,000	80,379,000	
事 業 費	28,750,000			2,020,000	30,770,000	
総 会 費	3,400,000				3,400,000	
運営協議会諸費	350,000				350,000	
役員会費	400,000	100,000			500,000	委員会費より流用増
委員会費	1,900,000	△100,000			1,800,000	役員会費へ流用減
会報発行費	4,200,000	△600,000			3,600,000	図書・資料頒布費へ流用減
調査研究費	6,500,000	△1,500,000			5,000,000	図書・資料頒布費へ流用減
会議旅費	8,800,000			2,020,000	10,820,000	会議旅費不足分補填
図書・資料頒布費	800,000	2,100,000			2,900,000	調査研究費より流用増 1,500,000 会報発行費より流用増 600,000
通信費	1,400,000				1,400,000	
30周年記念事業積立金	1,000,000				1,000,000	
事 務 費	40,900,000		3,709,000	5,000,000	49,609,000	
諸 給 与	31,200,000		1,640,000		32,840,000	ベースアップによる分
備 品 費	600,000		550,000		1,150,000	会議室机等取設けのため
借 用 料	800,000				800,000	
消 耗 品 費	500,000		500,000		1,000,000	罫紙・封筒等購入のため
通 信 費	200,000				200,000	
旅 費 ・ 交 通 費	1,800,000		500,000		2,300,000	事務連絡旅費及び交通費値上りのため
庁 用 諸 費	1,500,000		519,000		2,019,000	経費不足分補填のため
被保険者事業主負担金	2,300,000				2,300,000	
退職給与引当金	2,000,000			5,000,000	7,000,000	引当金積立のため
小 計	69,650,000		3,709,000	7,020,000	80,379,000	
予 備 費	3,709,000		△3,709,000		0	

（追加予算を要する理由）

歳入予算の会費、預金利子、雑収入の各科目で増収があり、また前年度繰越金においても余剰金を生じた。歳出予算においては会議旅費と退職給与引当金にこの経費をあてるため追加予算を計上する必要がある。

昭和53年度国立大学協会歳入歳出決算（案）

科 目	決 算 額	予 算 額				
		当初予算額	流 用 額	予備費流用額	追加予算額	予算現額
歳入の部	80,430,737	73,359,000			7,020,000	80,379,000
1. 会 費	64,428,000	64,178,000			250,000	64,428,000
2. 預 金 利 子	1,114,944	600,000			470,347	1,070,347
3. 雑 収 入	2,845,782	1,000,000			1,838,642	2,838,642
前年度繰越金	12,042,011	7,581,000			4,461,011	12,042,011
歳出の部	73,164,737	73,359,000			7,020,000	80,379,000
1. 事 業 費	24,081,960	28,750,000			2,020,000	30,770,000
(1) 総 会 費	3,327,870	3,400,000				3,400,000
(2) 運 営 協 議 会 諸 費	0	350,000				350,000
(3) 役 員 会 費	401,636	400,000	100,000			500,000
(4) 委 員 会 費	629,676	1,900,000	△ 100,000			1,800,000
(5) 会 報 発 行 費	3,205,155	4,200,000	△ 600,000			3,600,000
(6) 調 査 研 究 費	4,590,431	6,500,000	△ 1,500,000			5,000,000
(7) 会 議 旅 費	8,011,520	8,800,000			2,020,000	10,820,000
(8) 図 書・資 料 頒 布 費	2,305,252	800,000	2,100,000			2,900,000
(9) 通 信 費	610,420	1,400,000				1,400,000
(10) 30周年記念事業積立金	1,000,000	1,000,000				1,000,000
2. 事 務 費	49,082,777	40,900,000		3,709,000	5,000,000	49,609,000
(1) 諸 給 与	32,820,142	31,200,000		1,640,000		32,840,000
(2) 備 品 費	922,200	600,000		550,000		1,150,000
(3) 借 用 料	604,773	800,000	△ 130,000			670,000
(4) 消 耗 品 費	850,756	500,000	△ 100,000	500,000		900,000
(5) 通 信 費	327,340	200,000	130,000			330,000
(6) 旅 費・交 通 費	2,007,750	1,800,000	△ 200,000	500,000		2,100,000
(7) 庁 用 諸 費	2,519,745	1,500,000	501,000	519,000		2,520,000
(8) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	2,030,071	2,300,000	△ 201,000			2,099,000
(9) 退 職 給 与 引 当 金	7,000,000	2,000,000			5,000,000	7,000,000
3. 子 備 費	0	3,709,000		△ 3,709,000		0
翌年度繰越額	7,266,000					

財 産 目 録

昭和54年 3月31日

差引増減	摘 要
円	
51,737	
0	92大学会費
44,597	定期及び普通預金利子
7,140	「国立大学における助手の任用ならびに職務実態に関する調査報告書」ほか3件 2,351部頒布収入及び送料収入
0	
7,214,263	
6,688,040	
72,130	
350,000	
98,364	
1,170,324	
394,845	
409,569	
2,808,480	
594,748	
789,580	
0	
526,223	
19,858	
227,800	
65,227	
49,244	
2,660	
92,250	
255	
68,929	
0	
0	

資 産 総 額	27,082,438円
I 運 用 財 産	7,266,000円
(1) 普 通 預 金	7,266,000円
第一勸業銀行本郷支店	1,400,000円
富士銀行本郷支店	2,900,000円
三和銀行本郷支店	2,966,000円
(2) 定 期 預 金	0円
II 積 立 金	14,538,303円
1. 退 職 給 与 積 立 金	12,496,303円
(1) 普 通 預 金 第一勸業銀行本郷支店	146,303円
(2) 定 期 預 金 第一勸業銀行本郷支店	12,350,000円
2. 30周年記念事業積立金	
(1) 定 期 預 金 第一勸業銀行本郷支店	2,042,000円
III 図 書	101,540円
現行日本法規一式	50,000円
文部法令総覧一式	40,500円
文部省会計例規一式	11,040円
IV 備 品	5,176,595円
肘掛椅子, 書類交換棚, 食器戸棚, 書庫, 瓦斯ストーブ, タイプライター, 電子リコピー, エアコン等	241点
	5,176,595円

昭和54年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

国立大学協会
昭和54年2月14日理事会
昭和54年 第64回総会

（前年度予算額には追加予算額を含む）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 増 減	摘 要
	円	円	円	
歳 入 の 部	90,260,000	80,379,000	9,881,000	
会 費	81,833,000	64,428,000	17,405,000	92大会会費
預 金 利 子	700,000	1,070,347	△ 370,347	定期・普通預金利子
雑 収 入	500,000	2,838,642	△ 2,338,642	
前年度繰越額	7,227,000	12,042,011	△ 4,815,011	
歳 出 の 部	90,260,000	80,379,000	9,881,000	
1. 事 業 費	43,300,000	30,770,000	12,530,000	
(1) 総 会 費	3,500,000	3,400,000	100,000	総会 2 回@100万円計200万円，事務連絡会議 2 回@60万円計120万円，他に会場費 30万円
(2) 運営協議会諸費	100,000	350,000	△ 250,000	協議会 2 回@ 5 万円計10万円
(3) 役員会費	500,000	500,000	0	理事会 6 回@ 5 万円計30万円，常務理事会 3 回@ 2 万円計 6 万円，他に会場費14万円
(4) 委員会費	1,700,000	1,800,000	△ 100,000	委員会及び特別委員会 100 回 @1.7 万円計 170万円
(5) 会報発行費	3,200,000	3,600,000	△ 400,000	会報 4 回@80万円計320万円（印刷・製本・送料・謝金等）
(6) 調査研究費	6,000,000	5,000,000	1,000,000	各種委員会の資料購入・作成，その他調査旅費等及び調査職員給与を含む。
(7) 会議旅費	26,000,000	10,820,000	15,180,000	総会及び事務連絡会議旅費 2 回 800 万円計 1,600 万円 及び学長以外の委員の会議出席旅費
(8) 図書・資料頒布費	300,000	2,900,000	△ 2,600,000	
(9) 通信費	1,000,000	1,400,000	△ 400,000	電信・電話料及び郵送料
(10) 30周年記念事業積立金	1,000,000	1,000,000	0	目標300万円，記念式・記念出版物等（3年目）
2. 事 務 費	44,460,000	49,609,000	△ 5,149,000	
(1) 諸 給 与	35,500,000	32,840,000	2,660,000	職員（10人）の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	170,000	1,150,000	△ 980,000	什器・備品等購入
(3) 借 用 料	620,000	800,000	△ 180,000	事務局・倉庫借用料
(4) 消 耗 品 費	300,000	1,000,000	△ 700,000	
(5) 通 信 費	120,000	200,000	△ 80,000	電信・電話料及び郵送料
(6) 旅 費 ・ 交 通 費	1,900,000	2,300,000	△ 400,000	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費及び職員通勤費
(7) 庁 用 諸 費	1,500,000	2,019,000	△ 519,000	光熱水料・新聞雑誌購入費・職員厚生費・清掃費・その他
(9) 被保険者事業主負担金	2,350,000	2,300,000	50,000	社会保険料事業主負担金
(9) 退職給与引当金	2,000,000	7,000,000	△ 5,000,000	
3. 予 備 費	2,500,000	0	2,500,000	一般経費予備費73万円及び54年度給与改訂額 177 万円（給与所要額の 5 %）を計上した

要 望 書

放送大学学園法案について

昭和54年4月27日
国立大学協会
会長 向坊 隆
公立大学協会
会長 高木健太郎

要 望 書

現在国会で審議中の放送大学学園法案の「学園」やそれが設置する「大学」について、その健全かつ適正な発展をはかるべく、下記の諸点を要望します。

記

1. 「大学」について教育公務員特例法の適用が排除されている点にかんがみ、評議員選出の母体となる教員の組織およびその権限について十分配慮すること。
2. カリキュラムや研究計画の決定等、法案の直接触れていない点について、今後学問の自由に立脚する大学の本質に即して慎重に検討すること。
3. 「学園」や「大学」がその業務を実行するに当っては、当然他大学との緊密な協力関係が必要となれるので、「学園」の役員ないし運営審議会委員および設立当初の教員の選出等については、本協会をはじめ既存大学の意向を十分汲むこと。

国大協・公大協要望書解説

昭和54年4月27日

放送大学学園法案により設置せられる放送大学については、設立後に緊密な協力関係をもつと予想される既存の大学としても慎重に検討してきたが、法案については国会での審議が進んでいる折柄、特に重要と思われる点に限って要望するものである。

この「大学」は、国立大学でも私立大学でもない独特な高等教育機関である。しかしながら、学位授与を含む「大学」としての性格を持つ以上、学問の自由と自治が尊重せらるべきことは既存の国公立大学と異ならない。この考え方にに基づき、次の三点を要望することとした。

第一に、この「大学」は国の予算をもって設置されるに拘らず、教育公務員特例法が適用されないので、大学の自治と学問の自由を尊重する見地から教員の組織・権限について配慮されることを求めた。

第二に、法案には、カリキュラムの組み方や研究のことが何等触れられていないが、「大学」として、極めて大切な問題なので、これについても設置の過程で慎重に検討されることを求めた。

第三に、「放送大学」が社会に与える影響の大きいことにかんがみ、既存の大学との関係や社会への開かれ方等が検討されるべきものと思われるが、特にここでは既存大学の立場から、その意向を十分汲むことを求めた。

資 料

新たに大学の第1年次に入学した学生の既修得単位の 取り扱いについて（通知）

文大大第118号
昭和54年3月12日

各国公私立大学長 殿

文部省大学局長
佐野文一郎

大学を卒業又は中途退学し新たに大学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、下記のように取り扱うことが適当と考えますので、遺漏のないようお取り計らいください。

なお、このことについては、国立大学協会から別添の要望が出されていますので、参考のため添付します。

記

(1) 大学を卒業又は中途退学し、新たに大学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、当該入学した大学において修得したものとして認定することができること。

この場合、単位認定は、一般教育科目、保健体育科目及び外国語科目の単位について、合計30単位を超えない範囲で行うこと。

(2) 上記によって単位の認定を行った場合には、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、学習内容の豊富化を図るよう各大学において適切な指導を行うことが望ましいこと。

(3) 上記(1)によって単位認定を行おうとする場合は、あらかじめ学則に当該単位認定を行うことができる旨及び認定できる単位数の限度等について規定しておくこと。

なお、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規定を整備しておくこと。

(4) 上記(1)による単位認定と関連して修業年限の短縮は、行わないこと。

(5) 外国の大学を卒業又は中途退学し、新たに大学の第1年次に入学した学生についても、上記各項により取り扱って差し支えないこと。

(6) なお、上記各項は、当面、学校教育法第52条の大学の間における取り扱いについて定めたものであること。

そ の 他

学長等の異動

○学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
室蘭工業	竹内 栄	吉田 正夫
東京農工	福原満洲雄	諸星静次郎
横浜国立	久保村隆祐	野村 正七
富 山	林 勝次	柳田 友道
香 川	円藤 真一	幡 克美
愛 媛	芦田 譲治	野本 尚敬

○専門委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
特別会計制度協議会	逸見 博昌	佐藤 禎一

寄贈図書

教育と情報 2月号, 3月号, 4月号 (文部省)

厚生補導 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (文部省)

産業と教育 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (産業教育振興中央会)

I D E 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (民主教育協会)

学生生活研究 I D Eセミナー報告書1978年度 (民主教育協会)

E S P 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (経済企画協会)

青少年問題 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (青少年問題研究会)

アジアの友 1月号, 3月号 (アジア学生文化協会)

みんぱく 2月号, 3月号, 4月号, 5月号 (国立民族学博物館)

エネルギー対話 明治メディア考 (エッソスタンダード石油)

国際交流 No. 19 (国際交流基金)

行政監察三十年史 勧告と改善措置 (行政管理庁)

インターナショナル・リクルートメント・ニュース 49, 50, 51, 52 (外務省)

'78放送文化シンポジウム報告書（放送文化基金）

中小企業と大学理工系卒業生（東京商工会議所）

高専教育 1979年2月号（高等専門学校教育研究会）

大学研究ノート 32, 33, 34, 35（広島大学・大学教育研究センター）

広島大学保健管理センター年報 昭和52年度（広島大学）

研究紀要 第24集（新潟大学教育学部長岡分校）

学士会会報 1979年-II（学士会）

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学格差問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)。その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会会長ほか5学長, 文部事務次官ほか4局・課長)

編集後記

- * いつしか新緑の季節も過ぎ向暑の候を迎えました。6月の総会を控え、国大協事務局は目下その準備に追われております。
- * 来年は本協会の創立30周年に当たるため、これを記念する事業を実施することになり、目下「記念行事準備委員会」において企画立案が進められております。ささやかながらも有意義な行事を行いたいと念願しております。
- * 本号には加藤信州大学長の“エスペラントと私”をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(R)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和54年6月15日 印刷
昭和54年6月18日 発行 (非売品)

会 報 第 84 号

(第29巻第2号 通巻第84号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)

03 (813) 0647

印刷・製本 樹文唱堂